

第2回世羅町議会定例会会議録

令和4年6月1日
第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第2回世羅町議会定例会 (第1号)

令和4年6月1日
午前9時00分開議
於：世羅町役場議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 陸 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

4 番 矢 山 武 5 番 向 谷 伸 二

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子 育 て 支 援 課 長 山 名 智 並	健 康 保 険 課 長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 山 口 徹
商 工 振 興 課 長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 和 泉 秀 宣	せ ら に し 支 所 長 山 崎 誠
教 育 課 長 松 浦 ゆ う 子	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香	

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

令和4年第2回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和4年6月1日】

順番	質問者	質問事項
1	4番 矢山 武	1 学校給食センターの新築作業の取り組みは 2 肥料、除草剤、燃料など生産資材が値上がりする中、農業支援を 3 老人クラブへの補助金の返還と今後どう活動を盛り上げていく考えか
2	1番 高橋公時	1 自治会・振興会への指導監督権限はいかに 2 自治振興のあり方と町の役割（対応）はいかに
3	3番 上本 剛	1 脱炭素社会に向けて町の活動は 2 町道長谷線の今は
4	9番 徳光義昭	1 せら県民公園・せら夢公園の振興策は
5	2番 上羽場幸男	1 鳥獣害対策の取り組みは 2 世羅町公共施設等総合管理計画を見直されたが活用はいかに
6	8番 松尾陽子	1 「デートDV」の防止教育を 2 アピアランスケアの充実を

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の取り組みを行っております。世羅町議会においても感染予防のため、議場でのマスクの着用を認めています。発言の際にもマスクの着用をお願いします。

議場の常時換気を行うとともに換気の為の5分間の休憩をとります。また、座席間の距離を確保できないため、座席間に仕切り板を設置しておりますので、ご了承願います。

また、5月1日から庁舎内クールビズにより、軽装による勤務を行っております。議場内においても、それを適用いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

開会に先立ち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和4年第2回世羅町議会定例会の開会にあたりましてひと言ご挨拶を申し上げます。

天候が晴れの日が続きまして、少し水不足が懸念をされております。昨日、お隣の三次市の団体の方とお話しすると、まだたくさんの水稲が植えられてない状況があるということでございました。町内においてもかなり水のない田んぼも見受けられます。除草等ができないということもありますけれども、少しずつ梅雨が近づいて来ておりますけれども、多くの雨が降らないことも願いつつ、いい雨が降ってくれないかなと思っているところでございます。

ニュース等でも出ておりましたように線状降水帯の発表について少し前倒しをしていくということがございました。しかしながらこれまでどおり危機感を持ちながら大きな災害等に繋がらないように、また早めの避難等呼びかけるなど行ってまいりたいと思います。

また避難所に向かいます職員もですね、今回人事異動等もございましたので、今、顔の見える関係をとということでそれぞれ訪問させていただきながら、いろいろと連携を持たせていただくようにしているところでございます。

5月にはかなりの各地区の総会等もございました。できる限りの出席をさせていただきましたが、6月におきましても県内さまざまな団体の総会、評議員会等が開催となります。多くの要望活動等も行われるところでございますが、一生懸命努めてまいりたいと思います。

今月6月5日は山の日の事業がございます。夢公園において行われるわけでございますけれども、よろしければご参加もいただければと思っているところでございます。

本日定例会に議案として出させていただいております報告3件、承認3件、また併せまして9件の議案提出でございます。慎重審議いただく中で何卒ご可決いただくことお願い申し上げます。また本日から一般質問、多岐にわたりご質問いただいております。丁寧にお答えをさせていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより 令和4年 第2回世羅町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、「政務報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

教育長から、「教育行政報告」について提出されています。お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

4月11日から12日に開催の「令和4年度市町村議会議員特別セミナー」に、5月9日から5月10日に開催の「令和4年度市町村議会議員特別セミナー」

5月20日、21日の間に開催した「議会報告会並びに意見交換会」に、お手元に配付のとおり、それぞれ議員派遣しましたので報告しておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した陳情書は、会議規則第 92 条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和 4 年 2 月分、3 月分、4 月分に関する「例月出納検査結果の報告書」が提出されています。写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名 を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、4 番 矢山 武議員、 5 番 向谷伸二議員 を指名いたします。

日程第 2 会期の決定 を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの「13 日間」にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「13 日間」と決定しました。

日程第 3 一般質問 を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、「学校給食センターの新築作業の取組は」 4 番 矢山 武議員。

○ 4 番（矢山 武） 4 番。

○ 議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○ 4 番（矢山 武） 通告に基づきまして主に 3 点についてお尋ねをしたいと思えます。1 項目目で学校給食センターの建設についての内容等についてお尋ね申し上げます。

長年に亘って重要な課題でありました建設がいよいよ今年度において設計な

どが進められようとしとるわけではありますが、一定規模のこうした建設にあたって住民の中ではいろんな話が出ておる状況であります。関係住民だけではなくて、町民全体の関心の高いこの問題について、現状について、どのような作業が進められておるのか、主に2点についてお尋ねいたします。

第1点は、今年度の取り組みの予定についてお尋ねします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 今回のご質問に出ております学校給食センターの新築の件につきましては、議会からの多大なるご支援、ご理解をいただいておりますことに、まず持って感謝を申し上げたいというふうに思っております。

それでは学校給食センターの新築作業の取り組みは。この件につきまして、矢山議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員ご承知のとおり、現在本町では2カ所の学校給食センターを運営いたしております。いずれの建物も耐用年数は31年ではありますが、このうち世羅学校給食センターは、建築後38年が経過しております。いずれの学校給食センターも老朽化が進み、また建物と内部調理ラインが狭隘で、文部科学省が示す「学校給食衛生管理基準」に十分適合しているとは言い難い状況の中、給食調理現場における細心の注意と努力によって、日々の給食調理を行っている状況であります。

こうした点も踏まえまして、令和3年度に策定されました「世羅町学校給食基本構想」におきまして、世羅学校給食センターは、児童生徒の安全安心な給食提供を更に進めるため、新たな施設整備を早急に進めること。また、将来に亘り町内全体への安定的に給食提供を行う必要がある点を鑑み、世羅学校給食センターの新築と併せて、せらにし学校給食センターを整理統合することとし、現在は新施設整備の方向性について、整備基本計画の策定を行っているところでございます。

1点目のご質問でございますが、今年度の取り組み予定はどうか、このことについてでございます。先程申し上げましたとおり、現在新施設整備の方向性につきまして、整備基本計画の策定を行っております。この中で、施設の規模や能力についての検討結果に基づく、モデルプランと概算事業費の算出等を行います。

また、給食調理員の人員確保が現場において課題とも捉えております。給食事業の運営における持続可能性の面から、民間活力導入可能性調査も併せて行っているところでございます。この整備基本計画を策定した後に、具体的な設計などに今年度は着手してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これまで一定の考え方等については、議会、また常任委員会でご報告もいただいておりますが、特にこの中でお尋ねしたい点、何点かあるんですが、早くから1カ所のセンターというのは説明は聞いておりましたが、この給食センターの機能といいますか、そういう点からいうと、状況詳しく把握をしておりますが、かなり甲山と世羅が統合したときに比べると給食数は減っておるんじゃないかというように思います。何年度に新しいセンターを稼働させるかによっても変わってきますが、こうした給食数、それから教育長は民間活力導入ということを述べられましたが、基本的な考え方として民間によって給食を作っていただければ安くできるというのは一定に理解はしますが、給食の目的はきちんと果たされなくちゃならないわけで、そういう点では安くできればそれでいいというものではないのではないかとこのように思います。こうした考え方の中で、今年度において設計をするということになれば、2点目の問題とも多少関わってきますが、より具体的なものを示しながら、この今年度の整備基本計画がどの程度の具体性を持っておるかわかりませんが、そこらを加味して設計に入る必要があるというように私は思うわけですが、2点目で位置の問題等お尋ねするようになってるので、基本的なと言いますか、そこら辺の作業について現時点でどのような考え方をして、整備基本計画を策定していこうとされておるのかお尋ねします。

○議長（米重典子） 矢山議員、まず1点目についての答弁でよろしいですね。

▼【矢山議員：「はい」】

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 今、矢山議員からご指摘ありました、より具体性を持って基本計画のほう策定していくというふうなところのご指摘でございました。

この点につきましては誠にことばのとおりであるというふうに考えているところでございます。当然のことながら児童生徒の人数の推移でありますとか、その辺に基づきまして実際に建設を進めていくことの、これが一番基本になるところであろうかと思いますが、人口推移の、生徒児童数の推移の問題でありますとか、そして先程この文言の中に民間活力の導入等々ということも併せてここで答弁させていただいたところでありますが、この点につきましたりとか、ここです、すべての事項について説明申し上げるところがなかなか難しいところではありますが、議員おっしゃいますようにより具体的な項目に従ってこの建設計画を進めていくというところでございます。

冒頭の民間活力導入というところ、ご説明をさせていただければというふうに思っております。決してより安くあげるためにこれを導入するということでは勿論ございません。この件につきましては、実はこの、先程出ております基本構想の中には、正確な文言としては掲載されているものではございません。しかしながら、基本構想の原点となりました学校給食運営委員会の提言書といたしまして非常に調理員の不足であるとか、そういうふうな現場の大きな悩み等々取り上げたものが提言書の中に出てまいりました。この提言書を踏まえまして、基本構想を策定し、そして現在に至っているところでございます。安くあげるということではなく、調理員の一定数の確保もし、そしてこの給食センターの最も基本の理念であります安全安心で、美味しい給食の提供をというところ、このところはゆるぎのないものであると、このように考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 安くあげるためではないというような答弁であったかと思いますが、調理員の確保云々ということも課題としてあるかもわかりませんが、基本的には町が責任を持って給食を提供していくんだという姿勢の中で、民間活力の可能性云々ということが、なんかの調理員を採用するのに民間のほうが採用がしやすいということか、ちょっとそこらの考え方がよくわからないんですが、私が最初にもお尋ねした点はですね、どんどん生徒数が減少してきておる中で、現時点ではかなり規模が縮小しとるかどうかな正確に理解してないんですが、そういうことを加味してですね、きちんと将来的な学校給食を安定的に提供

するという考えを持つ中で具体化をされる必要があるし、最初の質問でも言ったように、それぞれ関係者もいろんな形で心配をされておるわけですから、決まらんものを公にしなさいと言おうは思いませんが、基本的な給食センターの大まかな考え方を明らかにすべきではないかということでお尋ねをしました。これらについて再度お尋ねします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 給食センターの今後へ向けての建設につきましての最も基本的な考え方は、昨年12月の全協のところで基本構想等々お示しし、そしてご説明申し上げているところでございます。その基本構想がこれは給食センター建設に向けての基本理念であると、このように受け止めているところでございます。最終のゴールは安全安心で美味しい給食の提供でございます。また併せてこの給食センターが将来へ向かって持続可能な運営を進めていくということも非常に大きな要因であるというふうに捉えております。そういう中のひとつの要因として一定数の調理員さんの確保、これ今現在も非常に苦慮しているところでございます。その要因のひとつとして調理員の確保というふうなところを申し上げました。そのようにご理解をいただければたいへんありがたいというふうに思っております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 2点目で建設位置についてどのように考えておられるか。一定に答弁を、これまでに説明をいただいた中で一定の理解はしておるわけですが、私は先ほど来申し上げたようなことから、できるだけ多少の駐車場とか、そのほかのスペースが必要になるかもしれませんが、可能性を追求をすべきではないかということこれらについてお考えをお尋ねいたします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 2点目の位置についてどう考えているのか。現在地での建設についてでございますが、具体的な建設予定地は、現在策定しております整備基本計画の中で明らかにしてまいります。建設予定地の選定について

でございますが、昨年度策定された基本構想で一定の考え方の基準が示されているところでございます。学校給食法に基づきまして、調理後2時間以内の喫食が可能であり、安全円滑な配送経路が確保できることや、インフラの整備状況、また匂いや音など周辺環境への配慮から、近接する民家等建物の配置状況等、そうした基準を踏まえた適地を選定していきたいと考えております。

なお、給食は学期間の長期休業期間を除きまして、周年で調理提供を行う必要がございます。現在地での建設となりますと、工事期間中の世羅学校給食センターは稼働ができないということとなります。せらにし学校給食センターで補完することも、施設の規模や能力面等から考えて困難であると捉えておりますので、その間の給食提供ができないという状況が生じてしまいます。従いまして、施設は別の場所への建設となるものと現在は考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 理解、その点について、一定の理解はしておるわけですが、1点目の質問の中で、甲山世羅の給食センター統合時の給食数との関係で、どのように現時点でなつて将来必要な食数ということをお尋ねしたんですが、教育長は今後、決まっているのかどうかわかりませんが、今後の中で明らかにするというようなニュアンスでありましたが、私は、ここで先程の答弁で適地を選定したいということで、それはわかるわけですが、当然、一定規模の用地買収が必要になってくるし、また給食というのは先程来言われるように、きちんとした提供がされないといけんわけですが、年間ずっと安定的に仕事があるという、一定期間休みがあつたりして、その間、休むということもありますが、基本的に教育の一環としてですね、きちつと責任を持っていくんだという考えで、見た目でもね、同じようなものが、数ができればそれでいいんだというもんじゃないと思うんです。一定期間、別の場所にしたほうがその間、臨時的な対応が非常に難しいというような答弁であつたかと思うんですが、やはり長期に亘つてそこがどうしても不可能だということになれば新しい所を求めるのは当然ですが、第一義的にはそうしたことで、その期間が半年なり、一定期間必要なわけですが、そこはそれなりの施設で衛生面もきちんとしてないといけんですが、やる気になればね、私は可能ではないかというように思うん

ですが。もう別の場所ということで、それを今私が初めて知ったということじゃないんですが、もう少しね、いろんな角度から検討をする必要があるんじゃないかということで申しあげましたが、これらについてどのようにお考えですか。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） それではお答えします。建設場所のところを中心としたご質問であったと、このように承りました。先程課長のほうから答弁申し上げましたように、現在の給食センターをこのところをですね、実際に改めてここに新しく建てるということになりますと、子ども達が学校給食を受けるその期間を当分の間停止をするということになります。じゃあ、せらにし学校給食センターで世羅学校給食センターで作っている食数のものをそちらのほうで臨時的に提供できるかと言いますと、これは機能でありますとか、食数の関係で非常に難しいということであります。ならば、では、子ども達の給食を持続させながら、一定の給食をきちっと提供しながら、なおかつ並行して新しい施設を建設し、そしてこの空白の期間をできるだけ縮小していくなかで新しい施設の稼働と。このように考えることが子ども達にとって一定の安全安心で美味しい給食の提供というところをですね、ゆるがすことなく提供できるという最善の方策ではないかというふうに考えているところでございます。

建設場所につきましては、ほんとにいくつかの場所を候補地としてあげまして、先程課長より申しましたように、一定の基準に基づきまして、そのいくつかの候補地の中から、今実際に絞り込みにあたっているところでございます。新しい場所での建設ということにつきましては繰り返すようですが、子ども達に提供する給食を途絶えさせないという、そういうふうな思いを持っているということをご理解いただければと思います。

○議長（米重典子） 次に 「肥料、除草剤、燃料など生産資材が値上がりする中、農業支援を」 4番 矢山 武議員

○4番（矢山 武） 4番。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 次の項目について繰り返しお尋ねをしておるところであります。特に2年連続して米価値下がりの中で、物価というか、生産資材が、一般的に輸入等で高くなるというのは一定にあったんですが、ウクライナだけでもないのかもしれません、戦争の影響もかなりあるのではないかとというような気がしますし、農業を取り巻く状況も食料が不足するのではとないかというようなことが言われる中で、食料自給率をきちんと守っていくという上でも非常に重要な課題であるというように考えて、もっと町として農業支援をということについてお尋ねします。これまで再三、町の考え方は答弁をいただきましたが、これで希望が見出せるという状況にはなっておりませんし、多くの農家はこのような対応に納得をされていないのではないかと思います。

1点目に、今年も生産資材が大幅に上がる中で更に厳しくなるのではないかとこのように考えますが、こうした中で今年度の米の作付け状況、また米以外の作物の作付等がどのようになってきておるか、これらについてお尋ねいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは矢山 武議員の「肥料、除草剤、燃料など生産資材が値上がりする中で、農業支援を」のご質問にお答えをさせていただきます。

議員先ほど来おっしゃられますように、さまざまな半導体不足による値上げ等も進んできております。ウッドショック等もございましたけれども、少しその点は落ち着いてきた旨の報道もなされております。在宅需要によって白物家電もかなり販売が促進したようでございますが、現状ではエアコン等も品不足というか、生産できてないというふうな情報もございます。そんななかで肥料においては、昨日もちょっとJA関係者とお話ししたんですが、全農ベースで約昨年比べて1.9倍の価格帯となるというような、非常に秋の肥料については困ったことだというふうに言われておりました。燃料高騰もございます。さまざまところでですね、こういった資材等の高騰については町としても危惧をし、何らかの支援を、手だてを打たねばならないという旨もいろいろ考えてございまして、また議会等にもさまざまに相談もさせていただければと思って

ございます。

「今年の米の作付け状況と他の作物への転換はどうか」でございます。

昨年度も、70%の作付目安率に対して69.1%の作付実績でございました。生産数量推計値は約9,248トンとなっております。今年度におきましては、昨年度と同じ70%の作付目安率でございまして、約9,517トンを目安として、水稻の作付は進めていただいております。

他の作物への転換につきましては、昨年度は水稻の作付実績が1,719ヘクタールだったのに対しまして、麦が約43ヘクタール、大豆・小豆が約60ヘクタール、その他の野菜や果樹等が約200ヘクタールとなっておりますが、今年度の作付状況については、現在、世羅郡農業再生協議会におきまして、各農家からの営農計画書の提出を受け、集約を進めているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。非常に燃料が上がり、肥料が上がり、いろんなものが上がっておって、そのことによってこれまでも厳しい状況だったんですが、更に厳しくなろうとしておる現状であります。こういうなかで特に米の消費等について過剰気味であるということもひとつの要因かもしれませんが、値下がり傾向が続いておるわけですが、どうしても今の状況では経営を続けるということは難しい状況になってきておるんじゃないかというように思います。こうしたなかで次の質問項目にも多少関わってくるようになるんですが、やはり経営を赤字から黒字に転換をするような対策が一番いいのはいいんですが、なかなかそういう対策はできないとしてもですね、一定の燃料等も相当上がったわけですが、急激にこれが下がるという見通しがあるわけでもないですし、長期的には更に上がるんじゃないかというように、天然ガス、原油ですかね、そういうものを輸出禁止にするとか、いや、あれは輸入はせんのじゃとかね、というような状況も見られます。そういうことからすると、やはり一定に対応を考えるという町長の答弁であります。やはり早急にですね、そのうち対応を考えるんだということになしに、早急に今の状況を少しでも緩和するようにな、する必要が私はあるというように思うわけですが、

○議長（米重典子） 矢山議員恐れ入りますが、今の質問はもう2のほうに移

ってるかと思いますが、(1)の再質問でよろしいでしょうか。

○4番(矢山 武) 非常に厳しい状況についてもう少し具体的に考えがあればお尋ねします。

○議長(米重典子) 今の状況についてですね。

○産業振興課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 産業振興課長。

○産業振興課長(山口 徹) お答えいたします。議員ご質問の今の厳しい状況につきまして、町の認識でございます。担当課といたしましても議員のご質問、ご指摘にあります燃料の高騰、それから化学肥料等ですね、高騰等はですね、非常に今、農家にですね、大きな打撃を与えている状況だというふうに認識しております。またこれがじゃあ、すぐ解消してですね、今後またそういったものが安くなって経営が少しでも楽になるという見通しは今年度においてはですね、まだなかなか厳しいんではないかということも議員ご指摘のように認識しているところでございます。

そういったなかでですね、2番のご質問にも絡んでまいりますが、町としてもいろんなことは今後ですね、早急にというご指摘がございましたが、なかなかいろんな予算も伴う中で、進めてまいるものでございますので、時期的にはどうかまだわかりませんが、ご指摘のように、いろんな部分から対策は考えてまいる必要があるとは思っているところでございます。

○4番(矢山 武) 議長。

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

○4番(矢山 武) なんか、どういう思いがあるんかはっきりしませんが、(2)の穀物の値上がりの中で、担い手や法人への対応だけではなくて、多くの小規模農家への対応も進めるべきではないかというように考えます。先程もお尋ねしたように、このままでは農業、米作りが続けられないという状況がある中で、それだけでなく高齡化、過疎化して、空き家も増えるという、集落を維持するのにもたいへんな状況になっておるんですが、もう少し早急に具体的な何ができるか。先程も言ったように、赤字がこれだけあるからそれを補填するというような状況にはならないにしてもですね、頑張って農業をやっていこうという思いが少しでもね、出るような対応を私は早急にする必要はあるとい

うように思うわけです。そういう点では、そのうち考えるということでもないんかもしれませんが、地方創生臨時交付金等も一定額が、配分予定額が決まって

○議長（米重典子） 矢山議員、まず答弁を聞いていただいてよろしいでしょうか。

○4番（矢山 武） はい。

○議長（米重典子） （2）の答弁を。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それではお答えいたします。2点目の「担い手や法人への対応だけでなく、多くの農家への対応を進めるべきではないか。」についてお答えいたします。

議員ご指摘のように農家の経営にとって、穀物の値上がりや、肥料や燃料の高騰は深刻な課題であると受け止めております。

国は、4月28日の閣議において、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に関する予備費使用を決定したところであり、これを受けて農林水産関係の対策についても、各種事業の概要が示されたところでございます。

町としましては、国の事業を鑑み、町内の農家へ対してはどのような支援が可能か、また国の事業では行き届かない、小規模農家への支援については、どのようなものが必要なのかを検証しているところであり、効果的な支援策を検討してまいります。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 先程の答弁とほぼ同じようなことですが、ちょっと先程申し上げたように世羅町への配分が1億円余りですかね、これらもどのような状況になるかわかりませんが、10アールあたり3,000円で担い手、法人に対する対応を行ったところですが、これらについて現状ではどのような認識を持っておられるか。

そして今後検討してまいりますと言う答弁ですが、いつまでにどのように具体化をするつもりであるのか、再度お尋ねします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。町のほうで配分しました法人への助成でございますが、これにつきましては、法人におきましても非常に高齢化、また担い手不足ということが言われておるところでございます。経営におきましても集落法人におきましては特にそのほかの補助金があるなかで、経営されているというような中でございますので、非常に展望が明るいと言え、なかなか難しいところがあるということを確認しております。そういった中での助成金の配分でありますので、一定の効果はあったというふうに考えております。

また議員ご指摘の小規模個人農家に対する支援でございますが、これがいつまでに、どのようなものをとということを具体的にというご質問でございますが、これにつきましては、今まで世羅の農業の進めてきたビジョンといたしましては法人化の推進、そして大規模な農地の集積ということですね、進めてきてまいったところでございます。そしてまた新たに作りましたビジョンの中でもですね、そういったことについてはしっかり進めていくということも計画しております。そういったことも進めながらですね、また一方では今後そういった小規模農家におきましてもどういったことができるのかということですね、考えていく必要があるというふうに答弁させてもらったところでございます。時期につきましてはまだ具体的には示すものではございませんが、答弁にもありましたように支援策を検討してまいりたいということにつきましては担当課としても考えておりますので、時期、内容につきましてはまた具体的になりましたらですね、ご相談しながら進めてまいるといところが現状の答弁でございます。

○4番（矢山 武） それでは次。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） それでは基本的に農業を国として守っていくという、こういうことが基本の責任であるんですが、町としても繰り返し厳しい中で高齢化も進む、あまり儲からない農業を頑張っているわけですから、もっと支援を強める必要があるんじゃないかというように思いますがこの点についてどうでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。先程来答弁させていただいておりますが、重複する部分もあるかと思えます。町といたしましては現状できる支援といたしましては農林業振興補助金等にですね、あります多くのメニューの中で

○議長（米重典子） 3点目の答弁ですか。3点目の答弁です。

○産業振興課長（山口 徹） 失礼いたしました。3点目のご質問というところでございました。それでは3点目の質問事項について答弁させていただきます。

3点目の国の責任で経営が成り立つようにすべきであるが、町としての支援を進める必要があるのではないかについてお答えいたします。

町といたしましては、農家の皆様の需要がどこにあるのか、こういった支援策が必要なのかを把握したうえで、より有利に活用できる国や県等の事業があれば、その活用を進め、行き届かない部分の対応を検討していくことが必要だと考えております。現状としましては、そうした考えのもとで、世羅町農林業振興対策事業補助金を通じて、町独自の支援を図っていきたいと考えております。

今後も、農家の皆様が抱える、経営や耕作の課題の把握に努め、それらの解決に結びつく国や県等の事業や他地域の事例の情報収集にも努め、町として必要な支援を進めてまいります。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 繰り返し言っておるので、今更あれなんです、農林業振興対策事業補助金の対象はどのように考えており、また最後の町として必要な支援を進めてまいりますというのは、具体的にはどういう考えを持っておられるのか、2点についてお尋ねします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それではお答えいたします。農林業振興対策補助金の多くのメニューがございますが、農業振興部門について特に対象となりますのは、機械導入の補助であったり、そういったことになるかと思えますが、今の対象者はですね、認定農業者、法人等となっております。これにおきましては、

現状の事業の内容で行ってまいりたいと考えているところでございます。また、具体的な町としての必要な支援を進めてまいりますという点でございます。これの具体的なところにつきましては先程の答弁でも申しましたように、こういったことを進めていかなければならないということについてはですね、答弁のように考えておるところでございますが、具体的な部分についてはですね、どういう形が一番農業者様にとって一番いいのかということも含めてですね、もう少し時間をいただきたいというふうに考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 何回聞いても同じような答弁なんですけど、10アール当たり3,000円ですか、3,000円が一定の効果があつたというのが課長の答弁ですが、あのとき正確には記憶しておりませんがね、一般の頑張っている米づくりにも10アールあたり1,000円ぐらいでも出して、限度額をいくらにするか、3万円なら3町ですか、限度額を設けてでも一定の対応したらどうかということも申し上げたと思うんですが、時間ばかりかかって結局は何もしないという状況が続いておるわけですから、国はとにかく経営規模を拡大すれば、自給率が上がっていくという発想ですからね、それで自給率が上がっていきよるですか。どんどん下がりよるでしょ。そりゃ、後継者が農業をやろうという状況になってないわけですからね。もっと現実をきちんと見て、町としても可能な対応を早急に具体化することを求めて質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 矢山議員のおっしゃることはごもっともでございます。確かに大きな法人、また認定農業者等に対する施策については国の指針としていろんなことが進められておりますけれども、農地を守る多面的機能があるという中山間の地域においては、そういう現状困っている方への支援は必要なものと考えております。以前の議会でも何らかの支援はしていきたい旨は申させていただきました。今回国の物価高騰に関わる補正予算等が通過したということでその内容については詳細には来ませんけれども、燃料高騰の部分ですね、かなり厳しい状況ということで、さまざまな車の運行业者等々から要望も来てお

ります。農家のみならずですね、すべてのそういった燃料を使われる事業者からも声が上がっている状況でございます。今現状、私も水稲のみならずですね、園芸作物等々、先程麦とか、穀物等の面積等も申しあげましたけれども、できるだけそういった幅広い頑張っている農家に対しての支援が必要ではないかということで反当何円というものがよろしいのか、それとも資材等に対する補助がよろしいのか。さまざまな点でですね、検討している状況でございます。国の状況を補完するような形のを進めたいということは先程担当課長も申したとおりでございますので、このまま放っておくわけではございません。できるだけ早めに、早く予算化できるようにですね、また議会へもいろいろご相談させていただければと思います。

○議長（米重典子） 次に 老人クラブへの補助金の返還と今後どう活動を盛り上げていく考えか 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 老人クラブの活動に対して一定の補助金が出されておるわけですが、これらの補助金がコロナの影響などで十分に活動ができないという状況の中でこのたび返還を求めるという対応をされております。十分な活動ができないというのは、団体だけの責任ではないんですが、使っていない金は返せということかもしれません、私は老人クラブの位置づけ、また単位クラブひとつに対して、人数によって違いますが、2万円、3万円程度の補助金を2年前のものを返せというのは問題ではないかということで質問をいたします。

老人クラブの活動の実態を十分に把握をして対応を考えるべきではないかというように思いますが、これについてお尋ねします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは矢山議員の3問目でございます。老人クラブへの補助金の返還と今後活動をどう盛り上げていくかでございます。

まず1点目 老人クラブの活動の実態を把握した対応をすべきであるという考えでございます。

新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、多くの行事が中止や延期を余儀なくされているところでございます。世羅町の各老人クラブの活動も、中止や延期をされていることは承知してございます。

各種補助金団体でございますけれども、事業完了後には、事業実績報告書、収支決算書を添付し提出していただいているところでございます。この提出を受けまして、事業内容、収支内容等を審査し、行事等を中止したことで不用額が生じた場合には、返還をお願いし補助金に係る適正な予算の執行に努めているところでございます。

老人クラブは地域の多くの方が集える場の一つでございまして、高齢者の生きがいや介護予防に繋がる活動に取り組まれております。町といたしましても、住み慣れた地域で、健康を維持しながら、楽しく暮らし続けられるよう支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初の質問でも申し上げたように、高齢化が進む中で、なかなか活動が難しい中で、加えてのコロナであります。全く補助金が行事のために補助しとるんで、やらない場合には返してもらうんだというものの考え方はどうかというように思いますが、どう支援をして、ただ金を出すというだけではないですが、今の現状を少しでも改善をしていく。既に長く活動しておられた人が老人クラブを、組織を解散をしたり、またどんどん活動が難しいという状況になってきとるわけですが、この点についてどのように考えておられるんですか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。このたび補助金等の状況を確認する中で、単位クラブさんのほうにつきましては活動を今、中止している、活動を今後中止するというお話を聞いていることもあります。町としましては活動を継続していただきたいというふうに考えております。

今、コロナの関係で活動が自粛しておりますけれども、今、マスク等の緩和もできてきておりますので、今後活動がしていただけるように町としても支援していきたいというふうに思っております。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） じゃあ次の役員が決まらずという点に

○議長（米重典子） （2）でよろしいですか。

○4番（矢山 武） はい。中止をする状況についてどのように改善をする考えか、お尋ねします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 2点目の役員が決まらず活動を中止する状況をどう改善するかについてお答えします。

老人クラブに限らず、各団体・組織等で役員が決まらないというお話しは何っております。

しかしながら、団体の各種事業活動や役員の選出等につきましては、団体の自主性や主体的な活動を担保するうえで、町が直接関わることはできませんが、地域の高齢者が広く加入し、参加しやすい仕組みづくりが必要と考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 具体的に参加しやすい仕組みづくりというのはどのように考えておられるんですか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 参加しやすい仕組みづくりということですが、加入者がなかなか入ってこないというところで役員にならされるというようなことも声として聞いておりますので、役員の事務の分散化、事務の軽減というところを図っていただけたらなというふうに考えております。

○4番（矢山 武） 次。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） それでは最後の3項目目ですが、コロナによる死者について、3万人を超える状況になっておりますが、今年2月に2万人を超え全国で3カ月あまりで1万人増えるという状況になりました。熱が出たらPCR検査

をする。3密を避け、またマスクを。これで繰り返し放送等でもやられておるんですが、一定の効果があつたのか減少傾向にはあるわけですが、老人クラブの活動は、ただコロナだけの問題ではなしに、今後の老人クラブが生きがいとか、残る期間を楽しく生きていく、希望を持って生活をしていくというためには行政としてももっと対応を具体的にすべきであるというように私は考えます。

こうした中で、非常に難しい中で、役員、非常に骨を折っていただいて、短時間でも活動をしようとか、それぞれ工夫をされて、頑張っておられる状況にあります。こうした中で、実情をもっときちんと把握をされて、町としてどうあるべきかということを考える必要があると思うんです。先程の2項目目だったですか、質問でも言ったように、役員のなり手が無い云々だけではなしに、いろんな課題がありますが、やはり力を合わせて地域の問題にも取り組もうという状況には私はなっていないというように思うんですよね。そこは老人クラブの位置づけをきちんとして、町として金を少し出せばそれでいいんだというものではないし、もっとこれから主体性も必要ですが、やはりどう持続的な活動が続けられるかということをおね、考えないと、今の状況が続けば、会員もどんどん減っておりますし、役員のなり手云々ではなく、そういうことで、最後の質問とします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 3点目 感染対策を行いながらどう活動するか指導を強めるべきではないかについてお答えいたします。

国においては、行動制限やマスク着用を緩和する方針が示されました。

町内では感染者が確認されておりますが、議員ご指摘のとおり、短時間での活動は感染対策の一つとして有効であると考えます。

今後の活動につきましては国の動向を踏まえ、活動における感染対策を広報し、規制がある中でも安心して活動できるよう支援してまいります。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 残り1分です。4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 先程途中でやめました。やはり2年間にわたって45万

円の返還を町全体では求められておりますが、こういうことではなしに、先程来言っておるような活動を定着させていく。また本当に生きがいを見出せる活動になるようにもっと支援を強めるということが必要であるということをお願いして質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 私のほうからまとめの部分で、老人クラブに関わらず、さまざまな団体での活動が制限される中で、頑張っていたいただいていると思います。この老人クラブの役割については先般も総会ございましたけれども、健康づくりであったり、さまざまな地域課題等も含めていろいろご活躍いただいております。これまでの培われたさまざまな経験等をですね、地域力に活かしてやっていただいているものと思います。

矢山議員も役員としてですね、誠心誠意努力いただき頑張っていたいております。予算をしっかりと付けばという部分ではなくてですね、さまざまな関わりを持って行政も指導と言いますかですね、関わりを持っていければと思っております。それぞれ地域課題たくさんございます。老人クラブが役員も云々ですけども、メンバーとして集まらない部分がございますので、そういったところの課題、またいろんな事業するにしてもそういった事務を執る人間がなかなかいっしょにならないというような課題等もございます。すべてが同様に各地域が同じことをするという部分ではなくてですね、それぞれの地域にあったものですね、どういうふうに頑張っていたかということですね、支援の部分において町もいろいろと頑張りたいと思います。特に役員の方にはですね、行政の役まで受けていただく中で、ほんと出る回数が増えて困っているというような声もお聞きするところございます。

今後老人クラブがいきいきと活動もですけども、健康寿命を延ばす意味ではですね、しっかり関わっていただき、閉じこもり等にならないような方策でですね、進めていければと考えております。また何らかいいろいろとお声を頂戴しながら進めてまいります。

○議長（米重典子） 以上で、4番 矢山 武議員 の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時25分いたします。

休 憩 10時10分

再 開 10時25分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。

次に 「自治会・振興会への指導監督権限はいかに」 1番 高橋 公時
議員。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき
順次質問をさせていただきます。

自治会・振興会への指導監督権限はいかに。

奥田町政3期目がスタートして早いもので1年半が経過いたしました。スタート直後に、24億円を超える大型予算を計上された光ファイバ網の整備も予定の3月末で一定の整備が終了し、いよいよさまざまな場面において、その運用が期待されるところであります。

当初予算ではサテライトオフィスの誘致を目指し、世羅の宿ひがしを整備し企業の呼び込みを図ろうと提案があったところであります。期待に胸を膨らませる事もありますが、逆に公民館から自治センターへ、順調に推進してきた自治振興政策に暗雲が立ち込めてきていると住民から情報が入ってきているところであります。奥田町長のお耳にもそのような情報が入ってきているのではないかと察知しているところであります。

さて今回の定例会での一般質問では、自治振興に関して2項目、コロナ禍で自粛が続いていた自治振興を今後どのような取り組みで進めていくのか。また新たな自治再編に向けたお考え、そしてなぜ、同じ自治振興関連の質問なのに項目を分けて質問をするのか。

この自治会・振興会への指導監督権限の質問は、私自身3回目の質問であります。これまで町の回答は、「指定管理者への業務の改善勧告等を行う事は可能であるが、自治組織への指導は難しい」このように1回目答弁されました。2回目

は「公金が支出されている事を理由に指導・監督をする事は難しい」とご答弁をいただいたところであります。今回で3度目です。3度目の質問となります。本題に入ります。

令和4年1月20日の臨時会において監査請求が提出されました。大田地区振興会連絡協議会の代表理事に選任するために、活動の趣旨及び目的が明確でない委員会を不当に設置。よって公金による年報酬が支払われていることは不当である。適正な補助金の支払いとなっているかどうか、監査により明らかにされるべきと考えるため監査すべきと監査請求に基づき監査委員が大田地区振興会連絡協議会を監査し、その監査結果が2月25日に議会に報告されました。結果を一部抜粋すると、特別委員会の役員は各会議の連絡調整の役目を行われているとのことでした。この出席を記録したものは確認できなかった。また、総会において役員が選任されている事を理由に、不当な支出であるとは言えないと、このように断定されました。

主な監査意見として、特別委員会が設置されてから5年以上が経過することから、一般的な臨時的期間を超えていると捉えられる恐れがあると指摘、最後に地域内での協議において解決されることが最良であると報告を受けたところがございます。

それを受けて3月定例会3月4日に私は発議第3号として、監査請求に対する監査結果報告に基づき執行機関への是正措置を求める決議を提出いたしました。提案理由は、議員が監査請求を求めた趣旨に鑑みて、町は指定管理者及び公金が支出されている団体において本旨に基づく指導監督を徹底することを求めるためであります。簡単に言いますと公金が出ている団体には町は、町は知らないじゃないですよ。指導監督しなければならないんじゃないですかという発議をさせていただきました。11名の議員による採決の結果、過半数以上3分の27名の議員の賛成をいただき、賛成多数により決議されたところであります。これは当然のことであります。公金が出ている団体に対して指導監督するというのは当然のことであります。

この結果を踏まえて、1番目として執行機関として自治会・振興会に指導監督を徹底するのか 3度目です。3回目です。お伺いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは高橋公時議員の1問目、自治会・振興会の指導監督権限についてのご質問をいただいたところでございます。

前段でさまざまな世羅町の事業展開してございます。これまで行ってきた大きな予算のなかでですね、確かに光ファイバについてはどう運用していくのか、またサテライト等による企業誘致はどうしていくのかという部分もございます。その中でやはり地域自治を考える中では、世羅町の長期総合計画の柱のひとつでございまして、こういった地域づくりというものはですね、これまで合併後に自治振興を進めた経緯がございまして、この自治振興という部分は、これまで多くの先進的な地域の実例も伺ってきたところでございますけれども、やはりそれぞれ地域づくりのためにですね、行政もさまざまな指導等行われているというふうにも聞いてございますし、やはり地域が動きやすいようにどうしてあげるかというところへですね、観点を置きたいと思っております。

今回の監査請求等々についての説明もいただき、これまでの経緯等についてもお話しをいただいたところでございます。指導監督徹底という意味においてはですね、自治振興に関わらず、さまざまな補助金の団体に対して、監査と言いますか、担当課において目が行き届くように指導、また返還等も先程の老人クラブではございませんけれども、求めているような状況もございます。これは近年に関わらず、さまざまな所の総会資料を見させていただいた中で、相談させていただいておりますけれども、なかなか今回はコロナ禍で活動ができない部分についての流れがどこにもございまして、ほんと苦慮されているところもお見受けします。

町としましてはですね、答弁書に書かせていただいております毎年度、事業終了後に自治組織から提出いただくのは指定管理料、人件費及び自治振興交付金のそれぞれについての事業報告、収支決算書等により事業の実施状況や収支状況を確認しているところでございます。加えて、1年に3、4カ所ずつ「世羅町自治センターの業務実施状況の確認」といたしまして自治センターを訪問するなかで、総会資料、会計関係資料、施設使用状況、備品台帳等関係書類を確認してございます。適正な会計処理がなされているかを証拠書類とともに確認するなかで、疑義が生じれば自治振興に対して文書で回答を求めてございます。その

上で返還いただくべきと判断したものについては過年度分も含め返還していただくとともに、業務の改善を要求しているところでございます。

引き続き、補助金交付の適正な処理に際し、自治振興に対し必要な指導・助言に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 町長のご答弁、自治振興に対し必要な指導助言に努めてまいります。やっと町からまともなご答弁をいただきました。公金が出ている団体への指導監督、これは当然のことであり、議会での議決結果を踏まえ、町もこれは3度目の正直ではありませんけれども、これまで一貫して指導監督は難しい。指導監督は難しい一点張りからやっと指導助言に努めてまいりますと。必要な指導助言に努めてまいりますと答弁を改めたことに今後期待をしたいと思えます。

1点だけ質問させていただきます。答弁を改めたのはなぜか。最後にこの点をお伺いし、この質問を終わります。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。先程高橋公時議員の質問の要旨にもございましたが、3月定例会におきまして議員発議、可決がされた点について重く受けとめているところでございます。公金が支出されている団体につきましては、先程も町長の答弁にございましたように指定管理費、地域の自治組織への活動補助金に対し、適正かつ有効な会計処理がなされているかを引き続き確認をしてまいりたいと思えます。

この公金がですね、地域のなかでしっかりと有効的に活用されることを今後も祈念をいたしまして、町としてこの支出に対してしっかりと指導助言をしてまいりたいと考えております。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 改めたのではないかというご質問ございました。これまでも同様にですね、さまざまな指導助言等は努めてまいりましたけれども、議

員、議会からもですね、いろんな監査の流れも出てまいりまして、監査委員が報告された中にですね、不正な支出とはみえないというような表現もございました。そういった監査がみられる場合と、この職員がみる場合と全く違ったものではございません。しかしながらその流れについて疑義があったということではですね、議会からも出てきたわけでございます。今後においてもですね、同様に町からもですね、監査委員の見識同様にですね、進めていく必要はあろうかと思えますし、地域で決められたことについてきちっとした書類等々が提出あればですね、町としてもそれについては指導はしますけれども、変えていただくようなものにはならない部分もございます。そこは内部でですね、しっかり調整しながら他の自治会それぞれがですね、違う方向にならないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 答弁を改めてないということですので終わりません。再質問させていただきます。公金が出ている団体に、奥田町長に聞きますよ。公金が出ている団体に対して指導監督するのか。ストレートに聞きます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） これまでもそういう流れでは進めておりますし、書類等もしっかり、総会にも出席しその書類等もいただいております。その内容を疑義と疑うかどうか、そういったものが出来来るか否かというのはケースバイケースでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 町長が発言している内容のことを今、聞いているんじゃないんです。公金が出ている団体に対して指導監督する権限があるのかとずっと聞いているんですよ。町長、これまでの町の答弁は指導監督すべき立場にないと、指導監督できないと一貫して言ってきてましたよね。違いますか。これまでの答弁書ずっと見てください。僕、1回目も2回目も言いましたよ。指定管理には指導監督しますが、運営のほうに関してはしないと、難しいと。しな

いという言い方、難しいと。2回目も言いましたよ。公金が出ている団体に対して指導監督、こんなことをね、言っているね、町も市もありませんよ。奥田町長あなただけです。こんなことを言っているのは。それと、今回議会で議決されたこと、発議をして、このことに対して重みを全く感じない。勝手に議会で可決したんだからそれでええじゃないか言うて、そういうことですか。しかし課長の答弁違いましたよ。ちゃんと真摯に受け止めてやっていく。町長の答弁だけなんでこんなに違うんですか。やる気がないということですか。教えてください。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 課長答弁も私の答弁も一緒でございます。実際課長は私の代わりに答弁をしてございますので、これは一般質問は私に対するものでございますので、その部分については明確にお答えさせていただきます。指定管理の部分においてはそういった指定管理者制度というものに則って、その公金の在り方について指導監督をしっかり進めています。自治振興、これはあくまでも会費取られたりする自治活動の部分、こういった運営の中身については自治会の総会で決められておまして、その総会の流れについて、町がそのやり方ではだめという部分にはいかないということ。総会決議がまずは地域の決定、最高事項でございます。その部分には介入できません。ただその用途について、議員各位おっしゃられるようにですね、疑義が疑われる場合についてはそういった指導監督に入っていけるという部分です。ですからそもそも論なんですけれども、地域で決められたことに対して、それを不当なものとして町が取り扱うことはできません。ただその内容においてそれとはちょっと違うんではないかと、いわゆる総会決定事項から離れているのではないかと。そういったところについては、町が助言指導する必要があると思いますので、そこは徹底的に町としてもこれまで以上に、以上と言うか、これまでもやっていたんですけれども、足りない部分があったということをお認めですね、指導監督助言を行うというものでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 全く理解できないんですけど、公金が出ている団体に対して町長は指導監督するんですかって、こんな単純明快なことを聞いているのに、何を答えているんです？指導監督する権限はあるでしょっていう、今、自治会、総会で決まったことは自治会、総会尊重する。当たり前のことじゃないですか。当たり前のことですよ。そのことが疑義が生じて住民がそれじゃいけないと、町に相談に来たりしたときは指導監督するでしょ。どういうことなのかと。監査請求にまで今回及んでいるんですよ。監査結果がどうあれ、こういう事象が起こったということに鑑みたら町長、お金が町から出ているんですよ。会費集める言うて今、言いましたよね。会費を集める、会費を集めているのもひとつの財源でありますよ。町がお金出しているでしょ。大きなお金を。何を訳のわからないこと言っているんです？会費も集める。会費集めていくら集まっとるか。会費なんか1割、2割程度でしょ。ほとんどが町のお金でしょ。違いますか。違いますか。再度お尋ねします。

▼【高橋議員：「中身じゃないです、中身じゃないですよ。」】

○議長（米重典子） 高橋議員、挙手して発言をお願いします。

○1番（高橋公時） はい。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ここに書いている一般質問の表題のとおりです。公金が出ている団体に対して指導監督するのは当然じゃないですかと。ですから改めて指導監督権限はどうですかって、3回目です、町長、これ。3回目。あなた自ら指導監督すべきと答えたじゃないですか。答弁書で。その後やっぱり違う。そうじゃないって。全く理解できない。課長が答弁されたことのほうがしっかり合ってますよ。

○議長（米重典子） 高橋議員、少し冷静に。

○1番（高橋公時） 冷静って言うか、訳のわからない答弁じゃないですか、町長。言ったことと、次答えていることが全く違うじゃないですか。こんな答弁が許されるんですか。議事録とってください、じゃあ。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議員最初に答弁の後に申されたところの2行です。最後

の2行。補助金交付の適正な処理に際し、適正な処理に際し、自治組織に対し必要な指導助言に努めてまいります。これは確実です。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） それを申されましたよね。その後そうでないと答えられたのはどういうことですかって言うてるんですよ。改めて手を挙げて答えられたんですよ。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 監督権限の部分を申し上げまして、総会決定事項について私どもがそこに介入できませんということを申すために、監督部分については私はここでは発言してませんよという表現を。指導助言に努めてまいりますといったんですよということを再確認させていただきました。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） じゃあ、総会で決定されたことで不備があって住民が訴えて来ても町は知らんて言うんですか。監査するんじゃないんですか、そういうことがあれば。それ無責任じゃないですか。何の監督もないじゃないですか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議員は何もしてないとおっしゃりますけれども、住民からそういうお声をいただきましたので、もうそういった点では町もしっかり中へ入って地域自治会と相談、話をさせていただき、これはちょっとおかしいんじゃないかというところはいろいろとディスカッションしてですね、努めてきたところでございます。その中において再度また監査請求、監査委員の検査入られましたので、その中でいろいろと決定されたことについては、これは町とは違う機関でございますので、町より違う部分の視点で監査をされたというふうに思っております。ただ流れとしては同様のものであったということです。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） だから町長が今言ったのは指導監督されているじゃないですか。問題があったら。そういう言ってるじゃないですか。指導監督ちゃんとしとると言よる。それでいいじゃないですか。何を違うことっていうのが、全く理解できないけど、町長、ちゃんとそうやって住民からあってもちゃんと指導監督しとると言ったじゃないですか。それでいいと思いますよ。これまでは答弁がそうじゃなかったと。どうぞ。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） これまでの答弁はちょっとことばの綾なのかもしれませんが、相談を受けた場合はすぐに担当課において現場にも行かせ、内容把握に努めました。その中で指導助言をしてきた。ただ総会においての決定事項において監督云々はできなかったということのをこれまでも申し述べてきたところで、助言についてはこれまでしなかったということは、もしそういった部分の言い回しが悪かったのであれば訂正をさせていただければと思います。ただこれまでも担当課において、また私どももですね、いろんなことで自治会の役員さんと協議をしてまいったということをご承知おいていただいていたものと思いましたがけれども、再度その点はこれまでもやってきたということでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） じゃあ、町長にお尋ねします。公金が支出されていることを理由に指導監督することは難しい。これは答弁書にも残ってますよね。どういう意味か教えてください。前も言いましたよ。他の市議会議員、国会議員の秘書、県会議員、僕全部尋ねましたよ、こういう答えが返って来てるんだけど言うたら、何なんですか、世羅町はって。こういう答弁ですよ。このことについて町長、何を考えてこういう答弁をされたのか教えてください。

▼【高橋議員：「何でこういう答弁になったのか、教えてください。」】

○1番（高橋公時） もう一度言いますよ。公金が支出されることを理由に指導監督をするのは難しい。これ言うてますから。議会だよりも載ってます。

何でこんな答弁したのか尋ねます。

▼【高橋議員：「何が難しいんですか。当然のことじゃないですか。」】

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私より1番高橋議員からのご質問に答弁を差し上げます。

このたび3度目の質問をいただき、そして3月の発議によって議決をいただいたことを受けまして、冒頭より答弁また担当課長からの答弁も差し上げたところでございます。これまでの間に、自治振興にあたりまして、いわゆる自治振興補助金としてその金銭的な補助を差し上げて、その支援をしまいったところでございます。総会の議決事項につきましては、その地域、その組織です、ね、決定をされ行ってこられるところでございますので、それを変えるであるとか、それは違うということはこちらからは申し上げられない。そこを是正することは至らないところでございます。しかしながら自治振興補助金の部分です、ね、その使途が適正であるのか、そこをきちんと見定め指導助言をしていくことが必要であるという監査、また発議もいただいたところをです、ね、このたび大きく受け止めさせていただいて、地域地域で決定されることについてはその地域の最高意思決定機関であるところで皆様方の輪を持って決定されるところでございますけれども、その補助金の状況についてはそこは切り離して、そうは言いながらも全体を見る形で指導助言をしていかななくてはならないというお示しもいただきましたし、それに基づいてこれから重く受け止めた上で臨んでいく必要がありますし、そのように運びを取っていくことをです、ね、述べさせていただいたところでございます。ご指摘いただきますように、その状況により、こちら側が受け止めることと、答弁をさせていただくこと、これまでの間で、いろいろにご質問いただき、答弁させていただいた経過がございますけれども、この場におきましてこのたび一般質問をいただいた上でこれからの姿勢についてお示しをさせていただいたところでございます。どうぞご理解をいただきますよう、お願い申し上げますところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 副町長言われること、誠ご理解します。理解できます。副町長、担当課長が言うことは理解できます。しかし奥田町長、もう1回言いますよ。公金を支出されている団体、こういったところに指導監督しますか。町長に聞きますよ。町長に。もう担当課長も副町長も議会からのそういった発議のことも受け止めて今後動くということも言って、指導監督もするという発言もいただいている。しかし町長まだ納得されてない部分なんで、町長のことばで聞きたいです。これは納得されますか。指導監督しなければいけないということは。それでもまだ納得できませんか。町長にお尋ねします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 何度も申し上げますけれども、町が介入できる場所と介入できない場所があるということで、先程副町長が申し述べた通りしっかりそういった指導助言に努めていこうということはし上げているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 町が関われるとこ、関われないとこはどこですか。公金が出ているんですから問題があったところには町は関わり、必要な助言または必要な指導するというのは当然じゃないんですか。そこが何ができないというんですか。どこが狭間なんですか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 地域の総会で決定された事項についてそれを町が覆すことはできないということでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 今の答弁でありましたら指導監督言うか、自治の中で決定事項、決定したものはどんなものであっても、これが全部が正しい正しくないとは言いませんよ。その振興会で決めたものに関して周りの住民がこれちょっとおかしいんじゃないかと役場のほうに言ってきても知らん、終わりです

か、町長。もう、町は何も言ってくれないんですか、そこで。地域自治でそういった事象も出ているでしょ。ですけど、最終的な決断を下すのはその地域自治、もしくは振興会。こうしたところが正否を決めたらそれがすべてだと、どんなことであっても。そこに疑義が生じた住民、町民が意見を言ってきてもだめだと、こういう結論ですか。そこ、再度お尋ねします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私から答弁をさせていただきます。地域の自治会、また各種団体でお決めになる、決議をされるということは、先程と重なりますけれども、その輪の中でお決めになることもございます。最終決定をされるところもあるわけですが、そのなかでのご意見等を担当課にいただくこともございます。また、個別にいただくこともございますけれども、これは個別の地域であるとか、団体に関わりませず、いただいたところというのはですね、やはり私どもがそれを言付かり、伝達をしていくというのは重要なところでもございますし、その営みは必要なことでもございます。いただいたことを私どもが預かり、伝達し、そのなかで地域の自治がうまく進んでいただくことを念願をして、日々業務を行わせていただいているところでもございます。

先程申し上げました自治振興の補助金、交付金の部分につきまして、その部分に瑕疵がある、また疑義あるといったところはお指摘いただくようにその指導助言、その是正というのは図ることを促してまいらなければなりませんし、また地域の実情として合意形成に至らないその悩みをいただいたときは、その内容を真摯に言付かり、それをお渡しをしていくということがございます。ただ一番考えていきたい、いかなくってはならないところは、その地域の輪と合意形成をですね、願う気持ちを持って常に努めていかなくってはならないと考えておりますし、それを崩すことになってはならないと思うところもございます。重ねて申し上げるところでもございますけれども、ご指摘をいただき、また発議をいただき、それを受け止めた姿勢には変わりはありません。この後もその趣旨を受け止めさせていただいた上で、努めさせていただく。出来る限りその地域が温和にまとまっていただくことを私どもは職務として進めてまいりたいと思うところでもございます。この後の個別、それぞれの地域もありますけ

れども、全体に亘ってのご指摘をいただいたところと重く受け止めております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 何度も申し上げますけれども、副町長、担当課長が言われることはご理解しますよ。努めていただける。奥田町長は議会が議決したこと、指導監督に徹底してくれという議決したことに対して重みを感じてないということではないんですか、奥田町長。おまえらが勝手に決めたんだと。そんなことですか。このことについて本当に感じてないんですか。町長に答弁してもらってください。副町長の答弁も、課長の答弁もちゃんと議会のことは重んじて今後そういうふうに取り組むということをお願いしていたのに、町長はまだそれでもそういうことをする気がないようなので、ちゃんと受け止めておるのか、町長にお伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋議員の受け止め方はそういうふうに捉えられるかもしれませんがけれども、私はしっかり受け止めておりますので。議会がきちっとそういうふうに発議をされて、しっかり指導をするようにということをお願いしておりますので、それぞれの地域にしっかり出向いて、そういった内容確認しながら、今回も総会等多くございますけれども、そういったところへ職員がしっかり中身を見て進めてくれているものと思っております。

地域の自治振興はですね、しっかり進めていただいておりますそれぞれの地域の役員さん含めてですね、多くの事業、町の代わりにやっけていただいている部分もたくさんございますので、そういったところをですね、応援する立場で、また中身をしっかり精査して助言等行なうなかで、適正な支出に努めていただくように町もしっかり努力をしてまいりたい。それは議会のをきちっと受け止めて進めている状況でございます

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ではおさらいをさせていただきますよ、町長。ちゃんと

議会、指導監督、これはすると。これまでの答弁の指導監督は難しいというところから改めて議会の発議も受けてこれからはちゃんと指導監督を徹底するというところでよろしいのか、最後お尋ねいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） これまでと同様の発言でございます。町もしっかり、最後の2行にございますような補助金交付の適正な処理に際し、自治組織に対し、必要な指導・助言にしっかり努めていくということはお約束させていただければと思います。

○議長（米重典子） では次に 「自治振興のあり方と町の役割（対応）はいかに」 1番 高橋 公時議員。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 自治振興のあり方と町の役割（対応）はいかに。新型コロナウイルス感染症が国内全域に拡大し始めた2020年2月頃から、国の方針によりまずは、学校の長期休校をかわきりに、国全体の活動の流れが止まり停滞が始まったところでもあります。その後、感染拡大が広がる地域には、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などが発令され国・県・各市町のさまざまな行事の開催に延期や中止と言った影響が出たところでございます。コロナ禍における国の方針に伴い、我が町でも自治活動において行事の中止や延期、会議やサロンの中止、総会の中止に伴う書面決議などまるまる2年間、これまで普通に行われていた行事や活動が自粛されてきたところでもあります。

その間、そしてこれまで地域においての様々な問題や課題が発生してきており、私のところへも直接の相談や郵送による文書が数件届き、各地域における自治振興の問題提起について記載されておりました。こうした声なき声やサイレントマジョリティ（声なき多数派）などを含めた住民の訴えに町としてできる事、そして今後の自治振興の在り方についてお伺いいたします。これ、私が奥田町長によく言いますサイレントマジョリティ、声なき多数派、奥田町長は大きな声を出す人間の言うことをよく聞きますので、サイレントマジョリテ

イ、これをしっかり、私は何回も言ってます。声なき多数派の声を聞いていただきたいと思います。

1 番目として自治センター職員の勤務体制・職務規程についてお伺いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは高橋議員の2問目にございます自治振興のあり方と町の役割（対応）はいかにについてご質問にお答えをさせていただきます。1点目にご質問いただきました自治センター職員の勤務体制・職務規程についてでございます。自治センター職員の服務規律、労働条件その他の就業に関する事項につきましては、各自治組織におきまして就業規則で定めておいていただいております。

声なき声、サイレントマジョリティについて何度もお声をいただきます。大きな声を出した人の話を聞いているわけではございません。それぞれ住民の方々の声をですね、切に受け止める中でこれまでどおりしっかり行政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 各自治組織が就業規則で定めている。このようなご答弁いただきましたけれども、では何時出勤で、何時退社と、その自治組織で決めれば自由って言いますか、ここはたとえば8時半、うちは9時、帰りはもう昼でいいとか、自由に決められるという認識ですか。お尋ねします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。この就業関係につきましては基本的に自治組織それぞれで定めておられるものでございます。自由というものではございませんが、各自治センターでそれぞれ7時間30分から8時間の間の勤務。時候によってはですね、6時間という勤務を設定されている時期もございましたので、さまざまではございますが、その組織それぞれによってきちっと設定をされているものでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 定まったものは各自治で決めていただければ問題ないという発言だったと思います。ですから特にこだわったことはない、全く自由というのではないですけど、一定の決まった中で時間を定めて、それは各自治センターによって定めてくださいよと。ある程度のルールを決めてということですね。それは納得いきました。

続いて公用車、公用車の活用は私的な用事でも可能なのか、お伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。私ども職員も公用車を利用することはございます。公用車の使用につきましては安全運転管理者及び公用車管理規程の中の、公用車の使用規則第13条にございますが、公用車は公用以外に使用してはならないという形で謳ってございます。このとおり公用以外での使用は認められるものではございません。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ということはやはり、これは当然のことだと思います。公用車は私的には使えない。なぜこのような当然なことや基本的なこと、常識で考えたらある程度わかるようなことですが、わざわざ聞くのかと言いますと、この2年間、コロナ禍でサロン、さまざまな行事も自粛のため延期や中止となり、まずコロナ前と比べるとやはり幾分か職務に対する業務の量、これもたぶんコロナ前の職員さんの職務の量と、コロナになってからのさまざまな行事が中止になってますからやっぱり職務の量というの減ってきている。これは事実だと思います。そうすると勤務状態や、職務体制に甘えが出てきているんじゃないかなと。時間が余ってしもうた。じゃあ、帰ろうかと。こういったことはあってはならないことではございますけれども、こうした住民からの訴え、こうしたものが私のところへ届いて来ております。現にこれはたぶん役場のほうにもそういった匿名ではありますけれども、届いているんじゃないかと思いますが、こうした対応というのはどのようにされてますか。お伺い

たします。確認をされているのか、お伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。議員ご指摘いただきましたとおり、この2年あまりコロナ禍によりまして地域自治活動、各種事業や行事等中止を余儀なくされてきております。しかしながら各自治センター長をはじめとする、スタッフの皆様方におかれましてはコロナ禍において感染対策を徹底し、先程前のご質問でもございましたが、なんとか時間を短縮してやるなどの工夫をされながらできる範囲での取り組みに尽力をされているところでございます。議員ご指摘の投書があった件につきましては事実確認を行いまして、正すべきところは正し、誤解を招くような行動はしないという形で指導をさせていただいているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） もう1点お伺いします。たぶんこれ、勤務時間外でしたら可能なんだと思いますけれども、自治センターの勤務中以外、勤務中、たとえば8時半、9時からでもいいです。5時までの勤務であれば、その中でアルバイト、こういったことをしても良いのか。当然、常識的に考えるとこんなものはだめに決まっていますよね。一応お伺いします。こうしたことも各自治センターの裁量でいいのか。なぜこれを聞くかと言いますと、今、自治で決められたことは自治で尊重して役場は文句言えない。これさっき町長答弁したことですからね。自治で決められて自治のなかで総意をとってOKと出ればそれはOKだと。私は違うんじゃないかと思うんですよ、やっぱり。こういうこととしてはいけんと思うから。なんぼ自治のメンバー10人が10人いいと言っても、他の100人からいるサイレントマジョリティ、見てない住民の方はやっぱりアルバイトしたらだめじゃろうと言うかもしれませんよ。町長。こういうことを言っているんですよ。自治で決まったこと、自治のメンバーがOKと言っても周りの住民がそれを見て違うでしょということは違うでしょ。ここを指導監督してほしいというのが今にもつながるんですよ。これを聞いているんです。ちょっと今のは余談にも入りましたけれども、お尋ねします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。ご質問の件につきましては、議員ご指摘のとおり勤務時間内でのアルバイトというものはできないというふうに考えております。自治センターの中での取り決めごとで時間を短縮して、どうしてもやらなければいけないことがある場合については、勤務時間を短縮をした形での自治とのやりとりの中で実施をされることはあるかとは思いますが、議員ご指摘のとおり、勤務時間内でのアルバイトというものはできないということでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ではこれまで何点か質問させていただきました。アルバイトの件、勤務時間の件、公用車の件、こうした事象が現に、現に今、どこかの自治で起こっていた場合、これを指導監督するのは誰ですか。自治会ですか。振興会？町ですか。今の町長答弁であれば自治会振興会がいやいや、今のようアルバイトをしても、公用車使うても、何をしても、自治会のメンバーで総意でOKが出るんだったら町がよう文句も言わんし、何も言わんと。こういう答弁なんですよ。そうじゃないでしょって言よるんですよ。ずっと。理解できてます？町長、お答えください。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議員申された件はですね、2問目で改めて初めて出てきた案件でございまして、1問目のときにそれを言うてくださってればですね、それについては私も理解ができたのかなと思います。そういった事象をですね、今、改めて議員のほうに無記名ですか、手紙等が届いたということをおっしゃったけれども、ちょっと私もその事象すべてを掌握はしておりません。そういったことがあったということはあってはならないというふうに思うわけでございまして、その点については、しっかり町のほうがですね、一応、振興会と契約を結んでございます。指定管理上の部分において。それを逸脱した行為があった場合については、町からその部分についてはしっかり行う必要があ

ると思います。その件については改めて初耳でございましたので、掌握しきれ
ておりませんでした。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） その件につきましてはじゃなくて、1回目のときも公金
が出ている団体だから、町が指導監督する義務があるんですよ。じゃないと、
ここでも指導監督なにしに町がせんといけんのんですか。だから一番わかりや
すいように1項目目でわざわざ分けて、公金が出ている団体なんで、何か起こ
ったときには指導監督を町がするんでしょって聞いたのに、頑なに反対されち
ゃったのは町長ひとりですよ。これもそうじゃないですか。こういった自治内
でのいろいろな事象、先程言ったようなことが起こった場合に、自治のメンバ
ーでああいいよ。これくらい許してあげよう、これくらい無しにしようと言
うたら済むんですか。済まないですよ。住民は見てますよ言うて、高橋議員の
ところにそういう投稿が来たと言うて、うちにはいっぱい来てますよ、そうい
ったのが。サイレントマジョリティがいっぱい来ますよ。1件、2件じゃないで
すよ。ですから町に対して、こうやってお尋ねしてるんです。こういうこと
は、じゃあ、町がちゃんと指導するという認識でいいのか、町長、再度お伺い
します。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） そういった事象に関しては、町はしなければならないと思
っております。私が申し述べたのは、そういった途中でアルバイトするとか、公
用車を勝手に使うとかいう、総会決定事項があるとは思いませんでしたので、
ちょっとそういうところと、話を分けてお話しさせていただいておりましたの
で、今回の案件については高橋議員からの事象提案ございましたので、そうい
うことについてはあってはならない行為というふうに町としては受け止めたい
と思います。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） なんか1項目目であんだけエキサイトして発言したのは

ちょっと面食らったような感じで、それをずっと言っていたんです。

2番目に入ります。自粛の2年間、再開に向けた取り組みについてお伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは「2点目の自粛に2年間、再開に向けた取り組みは」についてお答えします。

議員ご指摘いただいておりますように、この2年間新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、先程申し上げましたが、自治活動の多くが中止をせざるを得ない状況にございました。しかしながら、行事を通じて地域の皆様方の交流は自治活動の重要な取り組みであり、町といたしましては、国や県、町内の他の地域の動向に関する情報を速やかに共有をさしていただき、しっかりと感染対策をしていただく中で自治活動を再開していただけるよう支援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁いただきましたように国や県、町内の他の地域の動向に関する情報を速やかに共有をして、自治活動を再開いただけるよう支援する。このようにご答弁いただいたんですけれども、確かにそれは自治のことですから自治で考えて再起していけというのはわかるんですけれども、ちょっと他人事のように冷たく聞こえたんですが。たとえば、たとえばですよ。これから各種イベント、祭りなんかも再開に向けてたぶんこの夏祭り等も各地域でやられるんじゃないかと思います。ちょっと久しぶりなんで、2年ぶりなんで盛大にやろうやと。各自治の財政的なものがどのくらいあるか全部を把握してないんですけれども、予算持っているところはね、今回、ビンゴの景品代、いろいろなものに充てて盛大なことしようというようなことができますけれども、こういったコロナ禍を脱して行事を再開していこうという部分に関して、町が何か助けてあげられることっていうのは金銭的なものも踏まえてありますか。お伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。自治振興交付金につきましては、要綱に定めておりますが、基準額とその世帯に応じた配分という形で交付をさせていただいております。

議員ご質問の金銭的支援でございますが、そういったところはなかなか定額、決まったお金の中でやっていただくことが重要であると考えておりますし、先程もちょっと話の中で出ましたが、自主財源、こういった会費等を活用しての自主財源が、たとえば2年分あれば、そういった中でうまく運用していただく。こういったことができればというふうに考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） できるだけ協力できる部分があればひとつよろしく願いしたいと思います。

3問目に入ります。これまでの小さな拠点、自治センターを中心とした地域づくりでございましたけれども、新たな自治再編に向けたお考えについてお伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。それでは3問目の「新たな自治再編に向けたお考えは」についてお答えをさせていただきます。

町といたしましては、現時点で新たな自治再編は検討しておりません。

自治組織におかれましては、13地区の枠組みの中で特色を生かした自治活動に熱心に取り組んでいただいているところでございます。コロナ禍で自治活動が制限されてきた2年間ではございますが、活動をコロナ前に戻す、このことを最優先に考えておられます。町として、地域課題にしっかりと寄り添った形での支援に努めたいと考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） お尋ねします。自治運営というものに対しては費用対効

果、これは必要だと思えますか、お伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。地域自治の運営に関しましては、町からの自治振興補助金と地域等の会費を徴収しての自主財源で運営をされておられます。どちらも財源を活用されておられるということを考え、この地域の自主財源も町からの自治振興交付金、これはどちらについても費用対効果というものは必要であるというふうに考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） なぜこのような質問をしたかと、費用対効果のような質問をしたかと言いますと、現在我々議会は議会報告会・意見交換会を開催中であり、各地域の住民からさまざまなご意見をいただいている最中ですが、ひとつに今後の自治センター整備に関しても人口に見合う、費用対効果も考えて整備を、このような意見も地域住民から頂戴しているところでございます。

更に地域自治の在り方の変化、これまでとは住民意識が変わってきていると感じるところがございます。勿論これまでと同様のご意見をいただくこともございます。この新たな再編に向けた再度お考えというのは、やはりないということではよろしいんですか。再度お伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。各自治組織におかれましては、それぞれで作成をされておられます自治振興ビジョンというものがございます。これらにはその地域における課題や将来像、基本目標等を掲げておられます。担当課といたしましてはこの地域ビジョンを尊重するとともに、将来に向けての課題や取り組みを一緒に考えていくことが重要であると考えております。その地域の実情を把握し、地域の声に寄り添い、現在の13自治センターの維持に努めてまいりたいと考えております。再編のタイミングにつきましては、新たな計画策定であるとか、そういった場面、そういったタイミングにお

いて検討すべきではないかというふうに考えておるところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 最初の答弁も今の答弁も現時点では考えていないという答弁につながってくるのかと思いますけれども、課長申されたように、じゃあ、どの時点で新たな自治再編、これを考えられるのか。どの時点というのは、たとえば地区住民の地域自治の運営自体ができなくなったら、運営ができなくなったらと、その地域に住まれる方がたとえば300人を切る、200人を切る、100人を切る、こうしてちょっと地域自治の活動というのが難しくなったら再編を考えるのか。いや、そうじゃないと。何人になろうとできなくなっても、再編はしないと。できなくなったら他の地域からその地域に赴き運営をしていくんだと。こういうお考えなのかお伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。そのタイミングというのは、かなりどういった視点で計っていくかというのは難しいというふうに考えております。現在、地域自治の連携というものにつきましては、さまざまな活動において進められておることはたいへん重要であると考えております。各組織におかれましても自治センター長会議等中心にですね、連携に努めておられるところでございます。やはりその組織の強みであったり、弱みであったり、そういったところを補完し合うことが地域維持につながると考えておりますので、たとえば地域自治の運営ができない限界になってしまえば、やはりそうした前にしっかりと対策を講じていくべきであるというふうに考えておるところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 課長答弁ありましたように、自治自体が運営が難しくなってきたら、そりゃ勿論考えなければいけないと思います。ですが、どのタイミングかというのは非常に模索するところではあります。これまで小さな拠点を中心とした地域づくりがどんどん限界に近づいている今、小さな拠点と小

な拠点、これらが連携して地域自治を進めていく時期に来ているのではないかと、私は考えております。小さな拠点、小さな拠点がひとつになり、進めていくのではないかと。いつまでもうちの自治はうちの考えでやるよと。よその自治はよそよ。こういった考えではなく、町が進めていくのは近隣自治センターの連携を強化、今、自治センター長会議もして全自治センターでやっているのもありますけども、やはり身近な隣土士の自治、こういったものの連携強化、将来にわたり、連携の地域づくりの礎、こうしたものになるように、近隣地域間の協議、課題についての話し合いが必要なのではないかと私は考えております。このように協議、連携、話し合い。協議、連携、話し合い。こうしたことを何年も繰り返し進められてきた。まさにこのたとえがふさわしいがどうかわかりませんが、西大田地区が先進事例として着々と進めてきている農業振興、これ皆さんご存じだと思います。将来的な農業の在り方を模索して、また担い手不足、こうしたものの課題を解決すべく、個人から法人へ、法人から株式会社へと連携、進化し、課題解決に向けて取り組んでいる。この姿勢こそが今後の地域自治の在り方ではないかと。隣土士の自治で連携をし、小さな拠点、小さな拠点が手を結び、その自治を共同に盛り上げていく。こうしたことが次のステップではないかとおもいます。最後に奥田町長、新たな自治再編に向け、もう動く時期ではないかと進言をしてこの質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 自治再編の考え方については、企画課長が申し述べたとおりでございます。やはりそれぞれ地域には歴史がございます。過去の学校統合のときもですね、やはりそれぞれの地域での引っ張り合い的なイメージもあったんですけれども、やはりひとつになろうとするとですね、年数もかかりますし、多くの意見を吸収し、それをどう解決していくか。それぞれ地域課題が違います。農業振興に伴う部分での自治振興との連携という部分はこれから必要だと思ってます。私よく言うんですけれども、たとえば国の交付金等の事務においてですね、なかなか地域で賄えないというところを自治振興の中でそういった広域に取り組んではどうですかというところもですね、ちょっと提案させていただきます。しかしながらこれも何年経っても進みません。それ

とよく講中とか、組内ということば出ます。これの再編もですね、地域によってはできないということで少人数で頑張られているところもあります。しかしもうできないというところはですね、やはり世代が少し転換期になったところで次の段階に進むというようなことにもなる場合もあります。これは町がなかなか進めようにもそれぞれの地域感情がありますから、すぐにはできない。ただひとつ枠組みというか、お互いの連携という部分においては、たとえば買い物支援、公共交通、また高齢者福祉の部分で連携していこうじゃないかという部分はやはりそれぞれの自治会同士がですね、いろんなノウハウを集めながら連携してやっていただくというのは必要なことだと思います。人数がどうだから、また地域の面積がどうだからというよりもですね、その自治振興をしっかり活用いただく。先程ありましたようにサロン等は出席が近い所へ行くというところがですね、臨んでおられますので、そういったところで昔、このサロン始めたときはできれば大きな所で集まるのでなくて、各集会所で個別にやったらどうですかということはありませんでした。これやっぱり歩いて行ける場所で健康づくりのためにというところだったんですけれども、今度はその指導者なり、お世話をいただく方がいないというようなこともあります。ですから今度は送迎という部分になってきた。ですからそういうことが可能であればですね、さまざまに地域連携しながら今度は将来的にひとつになっていこうか、ひとつの組織としてやっていこうかという機運が生まれてくるんだと思います。

現状、そういった仕組みで進んでいただいている地域もあるんですけども、なかなかそういったことを進めるのにはですね、行政も何かやり方についてですね、また情報提供しながら進めていければと思います。当面はですね、なかなかすぐそこに至らないところありますけれども、できるだけ地域の活力を生み出すためにできれば、大組織よりも活動しやすい中組織、小組織がなんかいろいろお考えをしっかりとってですね、活動しやすいように支援もしてまいりたいと思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） あの町長が今、申されたとおりのことなんです。それをどう、もう動く時期だということを行っているんです。リーダーシップがあ

る、寅年でリーダーシップを発揮できる町長ですから、それに期待をしてもう動く時期ですよと。最後にもう一度進言をして、今、おっしゃられた、ご答弁いただいた内容すべて私もそのとおりだと思います。ですからここで舵きりを変えて、難しいのは百も承知です。そこをリーダーシップのある奥田町長が1歩前へ進めて、次のステップへ行っていたらいいとエールを送り最後の質問とさせていただきます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） いつもそういうふうにエール送っていただくのはありがたいと思いますけれども、叱咤激励とも受け止めたいとも思います。私もやってないわけではなくてですね、いろんな連携を模索していると。

先程の答弁の中で言いましたように、さまざまな農業の部分であったり、福祉の部分であったり、公共交通であったり、何か一緒に取り組むことはないかということで、企画課のほうからもですね、いろいろ地域にこんなことをやったらどうですかという提案をしています。その中身がまだ進展が進まないんですけども、何らかの歩は進めようということで、これまで何年かいろいろ話し合いをしていますけれども、すぐには至ってないというところなんです。しかしながら町全域がですね、いろいろ人口密度は違いますけれども、現状の課題を克服しながら、未来をしっかり作っていく。そういう意味合いにおいても、ちょうど転換期には来ているということで、いろいろと流れを作っていきたい旨は思っています。

議会のほうとしてもですね、報告会等行っておられますけれども、もっとさまざまな方、特にですね、いろんな分野の方にお話しをいただければと思います。地域懇談会もですね、決まった方が来られることが多いのではないかと申すんですけども、やはり子育て団体であったり、女性会であったり、老人会であったり、そういったところとの話し合いのことを吸収しながら地域連携をどう考えていくかということもですね、共に勉強させていただきながら進めればと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 以上で、1番 高橋 公時議員 の一般質問を終わります。

次に、「脱炭素社会に向けて町の活動は」 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 議長。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 議長より発言の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。項目1、脱炭素社会に向けて町の活動は。

質問の要旨でございます。地球温暖化の加速により世界各地で異常気象が起こり、地球上の人々の生命や暮らしが危険にさらされています。

わが国でも災害の発生数などが増加し、災害の規模も大きくなり、自然破壊が進み、生物多様性も損なわれております。身近なところで言いますと雨が集中的に降ったりですね、苗を育てていても苗が焼けてしまったりと、たいへんなことが多く続いております。これも全部地球温暖化。地球温暖化に歯止めをかけるため、「脱炭素」という大きな潮流は世界に広がっております。

わが国においても当時の菅総理大臣が「2050年までに二酸化炭素など温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」と表明されました。また、2030年までに温室効果ガスを2013年度の45パーセントに削減する目標もあります。

世羅町の豊かで美しい自然、安心して暮らせる環境を、将来の世代にわたってつないでいくために、危機感を町民の皆様と共有し、行動に移していくべきタイミングだと考えております。

二酸化炭素を削減するには、困難も多く容易なことではないと感じます。世羅町も世界の一員であるため頑張らねばならないと考えております。そこで町長にお伺いいたします。

項目1ですね、2050年までのロードマップはできているのか、現在までの取り組みはどのようなことをされたのかお伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 3番 上本 剛議員の「脱炭素社会に向けて町の活動は」についてご質問にお答えさせていただきます。

まず議員前段でいろいろとカーボンニュートラルの流れについてご説明いただきました。世羅町といたしましてもこの部分においてはさまざまな取り組み

を進めていこうと今、議会にもさまざまな予算提案をさせていただいているところでございます。

確かに先程線状降水帯の話を冒頭に申し上げましたとおりですね、異常現象という、いろいろ起こっております。勿論こういった水害はもとよりですね、山が結構荒れているというところをしっかりと課題として持っています。そのためにもですね、実はバイオマス、全協でも説明させていただいたと思いますが、バイオマス産業都市構想、こういったもの。併せてそこから始まります流域治水という考え方、いわゆる災害は山から、山が崩れ、川が埋まり地域が水浸しになり、また海にも影響を与えるということで全体的な流れで今、気象庁も含めさまざまな省庁連携の中で進められているのが国の実情でございます。

2050年までのロードマップでございます。町におきましては、平成31年3月に策定いたしました「第3次脱温暖化せらのまちづくりプラン」におきまして、現在各種取り組みを推進しているところでございます。

省エネ行動の推進に努めますとともに、施設の運用改善、設備改修にかかる積極的な温室効果ガス削減の取り組みを行っているところでございます。

まず新しいので言えば太陽光発電等には早くから取り組んでございますし、災害時の電力供給にもそういったところ活用できるといったところでございます。この脱温暖化プロジェクトというのはですね、町民の方、または事業者の方々の組織で構成していただいておりますが、身近なところではグリーンカーテン、エコ診断そして広報啓発等々行っているところでございます。

昨年10月に国において閣議決定されました「地球温暖化対策計画」の中で、「2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度において温室効果ガスを先程議員申されましたように2013年度から46%削減することを目指す。」という国の新たな削減目標を踏まえまして、次期「脱温暖化せらのまちづくりプラン」を令和5年度に策定いたしますとともに、計画的な推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それともうひとつカーボン関係で言うと、Jクレジットと言ってですね、環境問題を数値化したもので取引するような流れでございます。世羅町のような自然豊かな町でバイオマスであったり、さまざまなエコ活動を行うことがです

ね、数値化されて取引きの材料となるような、もう既に他の市町で行われている部分もございます。こういったところもやっていきたいと思っておりますし、また農業との関係です。脱炭素と言えば炭素、いわゆる炭です。こういったものを地中に返すということもひとつのそういった二酸化炭素削減の寄与するカーボンクレジットの中に入ります。となると、さまざまな炭化したものをですね、農地に返していくという、こういったことによって作物の営農を進めていく。これもひとつの流れとなってこようと思っております。さまざまな取り組みを町もいろいろと考えさせていただいておりますが、また今後いろいろと議員のほうからお示しいただけるものあれば頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 脱温暖化のまちづくりプランを令和5年に策定される。今そう言われましたが、それが数字の置き換えだけではなくてですね、しっかりとしたプランを考えていただいて、ものすごく二酸化炭素が減るように、世羅町から排出が全くなくなるように考えていただきたい。そういうのをですね、よく見させていただいて、また新たに一般質問をさせていただきたいと思っております。

それでは2番目、脱炭素実現に向けては、何より町民の皆様の方が必要です。事業者、学校、ボランティア団体等の関係団体と連携して、まちづくりを推進していかななくては、実現は到底かないません。町長の施政方針演説のなかの「人づくり」には、私は強く共感しております。

脱炭素社会に向けた人づくり、協働促進のための施策をお聞きかせください。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは2点目の「脱炭素社会に向けた人づくり、協働促進のための施策」についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、脱炭素社会の実現に向けて、町民、事業者そして町の連携・協働の取り組みが必要不可欠と考えております。

町では、平成 20 年に「脱温暖化プロジェクトせら」を立ち上げ、それ以降「脱温暖化プロジェクトせら」を中心に、町民、事業者そして町が連携・協働した脱温暖化のまちづくりを進めるため、さまざまな取り組みを行ってきております。

今後におきましても、町民や事業者が実感として変化を感じることができるよう、具体的な取り組みを検討し、地域ぐるみのプロジェクトとして展開してまいりたいと考えております。

○ 3 番（上本 剛） （挙手）

○ 議長（米重典子） 3 番 上本 剛議員。

○ 3 番（上本 剛） 「脱温暖化プロジェクトせら」で活動されている方々にはですね、たいへん頑張っておられまして、温暖化に立ち向かっておられたいへん心強く感じております。しかしですね、各活動に対して参加される方というのがアンケート調査では 10%にも達しておりません。85%以上の方は興味を持っておられないという答えがあるようで、これでは地球温暖化対策地域公共団体実行計画に位置付けられている「脱温暖化プロジェクトせら」とですね、町民の共同連携ができていないのではないかと思います。85%以上の方がですね、知っておられない、興味がないということですので。それで今までのような町広報やホームページの啓発活動では全然足りていないと思います。このような状況で地域ぐるみプロジェクトとしてですね、展開していけるのか。そして脱炭素に向けた「ひとづくり」はどのような方法がとれるのか。この 3 点、啓発活動が足りていない点と、地域ぐるみのプロジェクトができるのかと、あと人づくりはどのような方法をとって指導者みたいな人を育てていけるのか、お聞きします。

○ 町民課長（道添 毅） 議長。

○ 議長（米重典子） 町民課長。

○ 町民課長（道添 毅） お答えいたします。啓発活動が十分できていないのではというところがございます。確かにですね、「脱温暖化プロジェクトせら」の認知度というところにおいて、まだまだ不十分な点があるというふうに認識をしております。

「脱温暖化プロジェクトせら」におきましても、先般総会を開きましたが、

もっともっと広報周知を図っていこうと、そのような確認がなされました。町のほうが事務局を務めておりますけれども、しっかり周知広報に今後も努めてまいりたいと考えております。そうしたなかで、「脱温暖化プロジェクトせら」を中心としたさまざまな活動への参加の呼びかけ、そして多くの方に参加いただける、そうした流れを作ってまいりたい、そのように考えております。

それから地域ぐるみのプロジェクトということでございます。「脱温暖化プロジェクトせら」のメンバーでは町民として参画をいただいている方が最も多いという状況でございます。そういう中で事業者、そして町も入っておりますけれども、毎年さまざまな協議をするなかで、どういった事業を展開して行こう、そうしたことを決めている状況でございます。

過去の取り組みにつきましては町長答弁にもございましたように、グリーンカーテン、エコ診断等々実施をしております。コロナ禍においてですね、講演会等が十分できてない状況ではございますけれども、令和4年度におきましてはそうした講演会、そしてまたイベントの開催、これを是非行っていきたいと考えているところでございます。こうしたことをひとつひとつ積み上げていくことによって地域ぐるみのプロジェクトとしてですね、しっかり町民の方にも認知され、事業が幅広く展開される、そういう状況につなげてまいりたいと考えております。

「ひとつづくり」の部分でございますけれども、これにつきましてはやはり周知広報というところが基点になるのではないかと考えております。そうしたなかで少しでもそうした地球温暖化防止といったところの意識をですね、広く町民の方々に高めていただける、そういう取り組みを通じてですね、是非私も参画してやっていきたいと、そういう人が増えてくればと。そういうことで町全体の地球温暖化対策運動というものが一層推進されることを願っているところでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 地域ぐるみプロジェクトでですね、イベントなどの開催というふうな話があったかと思えます。そこにですね、「脱温暖化プロジェクトせら」さんの皆さんがやられている活動があてはまってくる。そこで地域の

人達に知っていただくためには、85%以上の方が知りませんので、知っていただくためには先程話がありました自治センターではないですけど、自治センター単位で集会していただき、こういう活動がありますとか、こういう活動をしていきますという考えを、世羅町から発信していく。そして「脱温暖化プロジェクトせら」のような団体さんを通して地域地域に根付いた方法をとっていくという考えは、今からそういうふうな考えはないのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。自治センター単位です、講演会というのを令和2年度は何カ所か実施をしております。令和3年度も予定をしておりましたけれども、コロナ禍の影響を受けて中止になったということがございます。議員おっしゃるようになりますね、しっかり自治センターを訪問して、それぞれの小さな地域の単位です、環境に対する意識を高めていただくとともに「脱温暖化プロジェクトせら」についての理解も深めていただくと、そうしたことに今後も努めてまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） 議長。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） それでは次に行きます。町民の皆様を先導しながら、町が率先して何らかの事業を進めていかなければならないと感じるが、今後、具体的にどのように取り組んでいかれるのでしょうか。教えてください。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは3点目の「今後、具体的にどのように取り組んでいくのか」についてお答えをいたします。

町といたしましては、第3次世羅町地球温暖化対策実行計画に基づき、空調機器の適正な使用、給排水・給湯機器の適正な使用そして照明機器の適正な使用など、25の具体的な取り組みを設定し、その実践に努めているところでございます。

また、庁内にエコ委員会を設置をし、取り組みの達成状況の評価、見直しを

行っております。

今後におきましても、取り組みの継続を図りますとともに、「脱温暖化プロジェクトせら」の取り組みを支えながら、脱炭素社会の実現をめざしてまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 空調の適正な温度管理とか、クールビズ、不用な照明の消灯、できるだけ公用車を控え、2km未満は徒歩や自転車を使う等、頑張っておられんだなあ、いつもご飯を食べるときとか電気消えてますので、思いますが、暑いので、無理をされない程度でお願いしたいと。

しかしですね、アンガーマネジメントに長けている私でも少々熱くなっておりまして、私が聞きたいのは町が脱炭素、脱温暖化、2050年までに温室効果ガス排出0に対してこれから何らかの具体的な対策を講じなければならないのではないかと聞きたいんです。具体的な事業の立ち上げを考えておられるのかどうか、これが聞きたいのですが。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。先程答弁申し上げましたように町としての計画としては、これは世羅町役場の計画になりますけれども、第3次世羅町地球温暖化対策実行計画事務事業編ということになるんですけれども、その計画に沿って今、さまざまな取り組みを行っている。この計画が令和元年度、平成31年度から令和5年度までの5カ年計画のなかで取り組みを進めております。その計画に基づいた取り組みということで、先程その一例について申し上げたところでございます。

まずはですね、令和5年度までの計画に沿った取り組み、これを着実に進めていく必要があると、そのように考えております。そのなかで現在国のほうがですね、環境省のサイトになりますけれども、世羅町におけるCO2の排出量、これが示されております。2019年度ということですから、若干前のデータ、令和元年度のデータということになりますけれども、2013年度比で、令和元年度、2019年度の状況ではCO2削減が24.4%削減、24.4%の削減という状

況でございます。2050年カーボンニュートラル、そして2030年度、46%の削減というところに照らし合わせてみると、まだまだ削減が必要という状況ではございますけれども、少なくとも2030年度現計画においては、2030年度26%のCO2削減、これは前の国の方針によるものですが、その計画と照らし合わせた場合には、それを大幅に上回る状況で今、推移をしております。前の計画においては2030年度26%削減ということで、2023年度直近の計画目標としては14.5%の削減目標となっております。それを大幅に今、上回っている状況でございます。したがって町全体としてはこのCO2の削減の取り組みというのは相当進んでいるという状況ではございます。そのなかで町としての先程申し上げました事務事業編に基づいて着実に取り組んでいくなかでですね、この町の計画そのものも令和5年度には見直し時期となってまいります。そのなかで次の5年の取り組み、これに先程議員ご指摘いただいたように、今の取り組みに更に加えてどういったことを取り組んでいくのか、そうしたところもしっかり検討するなかでですね、しっかり町全体の目標、そして町の目標、そのなかで町がどこまで達成するのか、そうした目標も定めて取り組みの着実な前進を図ってまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） ちょっと話を聞いていますと、今のところは削減目標は世羅町は達成しているの、事業は考えてないと。今のところは考えてないと。それで令和5年度になりますと、また新たなプランを考えてくると。先程奥田町長が言われたプランを考える時期が来るのでということなので、令和5年度になると事業を考えていこうかという考えでよろしいんでしょうね。そのようなクリアしているからまだいいとかでなくて、もう2050年、そうですね、2030年とかになるともうすぐですから、クリアしているからいいじゃなくて、クリアするために今から事業を考えていかなければ間に合わなくなってくるんじゃないかと私は考えておるんです。それで令和5年度から考えるということであればですね、まだ安心はできるんですけど、しっかりとしたですね、二酸化炭素削減にむけてですね、事業のほうを考えていただけたらと私はそう思っております。

それですね、それではここでもう1個聞きたいんですけど、世羅町で脱温暖化の取り組みに対して課題はないんでしょうか。そこをちょっとひとつ教えてください。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えをいたします。課題はございます。2点目のご質問のときにも議員のほうご指摘いただきましたように、町民、事業者、町で連携共同して取り組みを進める、その母体となる「脱温暖化プロジェクトせら」、その認知度というのが高まってないのではないかと、そうした課題。やはり現時点での目標においてはですね、目標達成に向けて順調にと言いますか、一定程度CO2の削減というのが着実に進んでいるという状況ではございますけれども、昨年度国のほうが示された新たな削減目標、2030年度46%のCO2削減、これが26%の削減から倍まではいきませんが、相当な数値の上方修正がされました。以前の目標に対してはそれを上回る勢いで進んでますけれども、それが新たな46%というところを基準に置いたときには、そこへ本当に到達できるのかというところは、しっかり検証分析する必要があるというふうに考えております。そのなかで新たな46%に向けて今の取り組みに更に何を上乘せしていくべきなのか、そうしたところをしっかりと明確にですね、打ち出す必要があるというふうに考えておりますし、そのなかで町民あるいは事業者、そしてまた我々町が何をなすべきか、そうしたところを明確にして、取り組みの着実な前進、目標の達成を図っていく、そうしたことが一番大きな課題ではないかと考えております。

○議長（米重典子） ここで昼休憩といたします。再開は13時といたします。

休 憩 11時57分

再 開 13時00分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き3番 上本 剛議員の一般質問を行います。

○3番（上本 剛） 議長。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） では引き続きお願いいたします。4番、脱炭素社会に向けて一番わかりやすい方法としては、電気自動車（EV）の普及があると思います。電気自動車（EV）は当然ながら電気をエネルギーとして走るため、ガソリン車でいうガソリンスタンドのようにEV充電スタンドが必要であります。しかしながら、世羅町のEV充電スタンドの普及率は十分と言えず、町外からの観光客が電気自動車（EV）で花を見に来られたとしても充電ができないという実情があります。町民の皆様も電気自動車（EV）に乗り換えたいという方も多くおられますが、充電ができる場所が少ないため、遠くに行くこともできず、なかなかガソリン車から乗り換えることができないとおっしゃっておられます。そこでまずは公用車の買い替えの際に電気自動車（EV）に買い替え、EV充電スタンドの普及に貢献してはどうかと考えます。

役場前の駐車場は改修工事が始まるため、その改修工事に併せて電気充電スタンドを作るといえるのはいいのではないのでしょうか。

今高野山開基1200年という節目を迎え、これから観光客が増え、駐車場利用者も増えることが予想されます。そこで観光客の皆さんにその電気スタンド、充電スタンドですね、使っていただくという考えはどうでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは4点目の「公用車への電気自動車導入」についてお答えいたします。

本町で保有する公用車につきましては、基本的に環境に優しく経済的な軽自動車を中心に購入しており、20年間の利用を原則としております。

電気自動車の性能は向上しておるところでございますが、1回の充電での走行距離が短いことや購入時の価格の高さに加え、バッテリー交換等のメンテナンス費用が高いことが想定されます。このため本町として、すぐに電気自動車を導入するという状況にはないと認識しております。他の自治体での導入状況や関連する国の補助金などについて、引き続き情報収集し検討してまいりたいと考えております。

また、「役場前駐車場への充電スタンド設置」についてでございますが、充電スタンドを設置した場合、町民の方よりも、町外からお越しの方の利用が中心と想定されます。最短で30分程度必要な充電の待ち時間で観光客の消費拡大に繋がる効果を考慮しますと、役場前駐車場よりも町内の観光施設等への充電スタンド設置が望ましいのではないかと考えておるところでございます。

また、充電スタンドの設置や維持管理に要する費用に加え、設置に伴って役場や甲山農村環境改善センターの電気料金が大幅に上昇する可能性もございます。このため、設置については慎重に検討する必要があります。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 購入時ですね、価格の高さが問題だと。軽自動車のサイズでございますと、約239万円と結構高いんですが、国からの補助などが55万円あるそうで、調べてみますと184万円あたり、もう少し安くなるのではないかなあと。調べた時にはそういうふうに聞きましたが、さほどガソリン車と差はありません。これは一般の話です。それよりも国が電気自動車の普及を一生懸命やっているところだと思います。それで補助も増えると考えます。電気料金がですね、大幅に上昇するという点ですが、これは電気を動力とするわけですから電気を使います。しかしガソリン代は減るはずなんです。使いませんので。このような点も考慮して設置の検討というのはどうでしょうか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。EVを公用車に導入にしてはということでございます。EVを使用すればガソリン代が減りその分、電気代を賄えるのではないかとこのところでございますが、まだですね、状況的に先程も答弁しましたとおり、EV普及状況としてもまだまだ普及率は低い状況にあると思います。今後たとえば国がですね、もっと普及率を高めようとしてくれば、議員がおっしゃられますとおり補助の拡大とか、それなりの別途の制度等ですね、検討するというのもございますので、そのあたりの状況を見据えながら今後どういうふうに導入していくことができるかということですね、他の団体の情報も収集しながらですね、検討してまいりたいというふうに考えて

おります。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 是非前向きに。それでですね、公用車を電気自動車に変えてほしいというのはですね、ほかでもないんですが、その車で町民の皆さんに会いにいったほしいんです。そうするとですね、これ電気自動車なんだというふうに話をすると、町民の皆さんも電気自動車ってどんなのかなと宣伝ができるというか、乗り替えようかなという手立てになると思うんです。

まず町の皆さんがこの電気自動車に乗って町民の皆さんに会いに行くと、宣伝ができて電気自動車に変える。それはなぜかと言うと、私の住んでいる西地区なんていうものはですね、ガソリンスタンドがないんです。そうするとガソリンスタンドがないと、車の給油というのがたいへん不便になります。電気自動車になりますと自分の家で充電できますので、なかなか便利がいい。ガソリンスタンドが遠くにあっても家で充電できますので、個人個人で消費しているのと同じですからたいへんいいと。給油困難者も助かるのではないかと考えておりますが、そこで自治体に導入していただき、電気自動車の普及、そうですね、2030年には46%ぐらい削減しなくてはいけないたいへん高い目標になっておりますので、町民の皆さんと一体となってやっていかなければならないと考えております。

そしてもう1点、他の自治体が導入する状況を見てから世羅町もそういうふうに考えたいとおっしゃいました。僕は他の地域を見て入れるのではなく、世羅町が電気自動車の先進地になっていただいて、ほかから見に来ていただけるような地域になってくれないかなと思ってこの項目を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） もう質問がないようでございますので、私のほうで答えさせていただければと思います。

議員おっしゃられますように、実際、EV充電スタンド造るというのは必要とは思っております。ただ各家庭で充電できるシステムが国の補助使えばですね、安価にできるという情報もいただいております。しかしながらなかなか

電気自動車を買うまでは至っていないという状況。そういったところをいかに進めるかというのは、なかなかまた地域の自動車販売店ともですね、しっかり情報交換しながら進めていく必要があるかと思います。平地走行であれば、結構な距離駆けるというものは出てますけども、山間部のほうへ行きますと、途中で不安がいっぱいの状況で夜帰らなくちゃいけないというときはですね、ちょっと困ったなということもあるかもしれません。

昼間に充電する、太陽光等でですね、充電するというシステムとまた、さまざまな電気スタンドですから、家庭内での電気を使う。どちらかという、今は地域内で電気の消費をする。いわゆるコンパクトシティのなかで自らの発電したものを地域で使うと、そういったような社会を構築するように国も目指しておられますので、そういった普及率も含めて、国からもさまざまな支援が今後進んでいくのではないかということも考えられます。

確かに1台、1台、まだ高うございますので、それとあと充電システムを新たに造る。ちょっとネットで見たんですけれども、夜発電するような太陽光に近いようなものですね、各家庭、また東京都においては新築家庭の屋根には太陽光を置くようにというような考え方もあるようでございます。

世羅町もですね、今、さまざまなエコに関する、いわゆるまきストーブへの補助であったり、太陽熱温水器に関する補助であったり、以前は太陽光もしてございました。今後私もひとつ車の買い替え需要というよりもですね、家庭内充電の補助も何か考えていく必要があるかということで、担当課には指示したんですけれども、なかなか現状今すぐには情報等も難しい、かなり安価にできない部分があります。1件あたり400万円近くかかるというような情報もあったんですけれども、現状下がっているように聞いてございます。急速充電でなければいざ乗ろうと思ったときに行けないというような状況もありますが、そういったところを鑑みながら町としてもですね、普及に努めてまいるように頑張っていきたいと思っております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 世羅町が先進地になる話もちょっとお願いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 実はすでに先進地が全国各地ございまして、環境省とかまた自動車メーカーさんが率先して自治体に車置かれていますところもあります。世羅町で言えば、東の宿のところですね、リースで置かれております。そういった先進地となるとある程度の台数求められます。それとあとのメーカーをどう活用するかと。やはり社によってはですね、軽自動車で今後開発が進むというふうなことも聞いてございますので、安価なものが世羅町で活動できるように、行政もですね、そういったところ取り組みたいと思います。先進地となると、どこと組むかということも含めてですね、やっていきたいと思っております。国はある程度モデルケース作っておりまして、そこには世羅町が対応できてない部分もございまして、是非そういった先進地に近いような形で進めればと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） 次に、「町道長谷線の今は」 3番 上本 剛 議員。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 町道長谷線について質問させていただきます。

世羅中央線交差点から県道三次大和線の区間は、日当たりが悪く急勾配で冬季の凍結などにより、津田方面からの自転車通学には危険を伴うため、合併前に計画が策定されたと聞きました。そして合併前に工事着手・中断し、平成21年から27年度に改良工事が実施されました。

平成27年度頃において、道路改良計画内容等の見直しを実施され、改良工事により凍結等の問題が解消されたため、本路線の改良工事は一旦終了となっております。

今現在、町道長谷線の半分に当たるふれあいロード高架下より県道52号線にかけては未着工のままです。令和3年に策定された「過疎地域持続的発展計画」においては、道路改良計画に町道長谷線を引き続き掲載しております。

この路線は世羅西中学校生徒の通学路最終道路であるため、通学する生徒全員が危ない路線を通ることになっております。そこで伺います。

1番、通学をしている生徒の安心安全な通学路とは、どのようなものをお考えか、お聞きします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 上本議員ご質問の2項目目でございます。町道長谷線の今は、このことについてお答えいたします。

1点目の通学をしている生徒の安心安全な通学路とは、どのようなものと考えているか。この件でございます。学校において、児童生徒が生き生きと活動し、学べるようにするためには、その安全確保が不可欠であります。通学路におきましては、交通事故や転倒事故等に遭う危険性や不安感が少ないこと等が、第一に求められるものと考えております。この点につきまして、通学路周辺の建物状況でありますとか、車両の通行量、道路の幅員など、その状況はさまざまではありますが、「世羅町通学路等交通安全プログラム」などによりまして、さまざまな機会を捉え、安心安全な通学路の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 通学路周辺の建物状況、車両通行量、道路の幅員ですね、などを言われていましたが、「世羅通学路等交通安全プログラム」の中にはですね、規定がございません。読んでみたんですが全く数字が出ておりません。そこでですね、重要になってくるのは合同点検体制ではないかと考えます。「世羅通学路等交通安全プログラム」の中に合同点検体制とあります。小中学校、学校ですね、警察、交通安全協会、道路の管理者、保育施設の関係者などと書いてあります。そのなかでですね、交通安全協会というのは地元の会員の方が出席されるのか。ここをお聞かせ願いたいんですが。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 町のほうで策定しております「世羅町通学路等交通安全プログラム」につきましては毎年合同点検を実施しているところでございます。このなかにおいての点検体制といたしましては、警察、それから学校関

係者、それから保育所の関係の方、それから必要に応じて地域の方、更には道路管理者、これらによりまして合同点検を実施しているところでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 地域の方というのは、その合同点検のときにおられるんでしょうか。僕が紙をみさせてもらったときにはですね、学校関係者、警察官、交通安全協会、道路管理者、保育施設の関係者と書いてありました。このなかで地域の人にあたるのはですね、交通安全協会の会員さんと言いますか、その地域地域の会長さんかなと思うんですが、その方が出席されて合同点検をされているのか。そこがちょっとお聞きしたいんですが。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 合同点検にあたりましてはですね、交通安全協会がとりまとめられたですね、要望、危険個所の要望個所を先ほど申し上げたメンバーでですね、点検するようにいたしております。

○議長（米重典子） 交通安全協会の方は出られているんですか？そうとは限らない？

○建設課長（福本宏道） 交通安全協会の方が点検に参加はいただいておりますけれども、安全協会のほうから出された通学路における危険な状況、こちらの要望箇所を踏まえ点検を実施しているところでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） なぜこのようなことを聞いたかと言いますとですね、効果の把握のときにはですね、地域住民へのアンケートをとられると書いてある。効果の把握ですね、のときにはアンケートをとる。対策検討段階からですね、地域住民の方も交えたほうがより細かい道の状況とかの情報が得られるんじゃないかと思っております、僕は。それで地域の方が入って検証段階から入っていただいて検証するという形をとっていただきたいんです。その考えというか、そういう地域の方を入れるという考え方はないですか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 今現在策定しております「世羅町通学路等安全プログラム」、こちらにつきましては先程申し上げました団体によりまして計画を策定しているところでございますので、そちらの会のメンバーのほうにも諮るなかで、必要に応じて地域の方のご意見、こういったものも伺う機会を設けていくことも必要かと考えているところでございます。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 先程の交通安全プログラムの中に対象者といたしまして学校という項目がございました。現在のところ詳細には私が把握しかねるところがあるんですけれども、かつては、それぞれの学校で地区分担が決まっております、保護者の代表が地域の特に交通安全等々に関わってのですね、実際の状況把握に参加をしておりました。そういう意味で保護者、すなわち地域の意向というふうな形での参画はかつてはできていたように思っております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 是非かつてのように地域の意向も入れていただきたいと。

それで次にまいります。次ですね、2番、生徒や地域住民の皆さん、または花などを見に来られる観光客の安全確保のため、町道長谷線早期の残りの区間の改良工事着手のお考えを伺います。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは上本議員の2問目の中の（2）、私のほうから答えさせていただきます。

安全確保のために、早期の残り区間改良工事着手の考え方でございます。町道長谷線は1級町道として主要地方道世羅甲田線と主要地方道三次大和線に接続しております、地域間を南北に結ぶ幹線道路として、また、先程ありましたように世羅西中学校への通学路として重要な役割を担っている路線でございます。

ます。

本路線につきましては平成16年の世羅町合併以前に道路改良が計画をされ
まいて、平成28年度に町道世羅中央線から主要地方道三次大和線までの約940
mの改良工事が完成いたしました。この間を思い浮かべますと、かなり狭隘で
急峻なところをごさいました。自転車で通るのにも山の木が茂ってですね、カ
ーブが急で前方が見にくい状況もありましたが、その点については、この940
m区間改良させていただいたところをごさいます。残りの部分におきましては
現在、議員おっしゃられますように、世羅中央線、いわゆるふれあい農道の高
架下から幅員については結構あそこは広うございます。ただ広いだけです
ね、区画線もきちっと見えてない。また、地域の方が一生懸命草刈りをして
いただいておりますおかげで路側帯も十分に車も寄れるような状況にはなっており
ます。ただ途中から、学校の下側からですね、集会所並びに自転車庫等々ござい
まして、あの部分において少し狭くなってきています。

確かに車の離合すら危険というところ、また世羅甲田線に近い所のカーブ、
これは前方が見にくい。確かに車で走っていても中学生の自転車がですね、確
認できるのがカーブ間際ということで、できればあのフェンスがなければよく
見えるのになという気持ちもあるんですけども、なかなか地権者との協議を
きちっと進めるまでには至ってなかったと、これまでということです。これま
でもいろいろ長谷線については各地域からの要望もいただいております、今
後どういふふうな計画で進めるかというのもなかなか現状緊急の部分でできて
ない部分がございます。

「過疎地域持続的発展計画」に未だにこの1,240m部分載させていただいてま
す。是非、そんなところをですね、通学路である、また道路環境安全整備とい
う形ですね、今後、さまざまな路線の進捗も含め、財政のところも鑑みなが
ら、改良についての検討、そして先程来ございます世羅町通学路等交通安全プ
ログラムの中でですね、検討をしっかりと行っていきたいと思っております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 敢えてですね、町道長谷線の名前を出させていただきま
した。なぜかと言いますと、これは世羅西時代から世羅西町の時代からです

ね、道が造られ、そのまま忘れ去られているんじゃないかと危惧しておりました。引継ぎがなく、忘れられて10数年経っているのかなと考えておりました。今、町長の話しによりますと、1級町道で重要な道路だと、中学生の通学にもたいへん危ないところがたくさんあるということです。覚えていただいていたんだなということがたいへんうれしく思います。是非ともテレビでみていただいている方々、今、町長が言われた重要な路線だということをよく聞いていただいでですね、これからの進捗状況をどうぞみていただきたいということを言わせていただいで私の一般質問を終わります。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 先程来申し上げますように長谷線については地域の方もしっかり草を刈っていただいでおります。一番課題は高架下なんですけれども、ふれあい農道から長谷線に降りる所がかなり狭いというところで、皆さん通られる方が少ない部分もあるのかもしれませんが、あそこもう少し改良が必要である。特に狭い道をですね、いろんな方が通られる場合に、離合は全くできそうにない場所がございます。そこら辺も含めてどうしていくのか。またこれは放り投げていたわけではなくてですね、当面一番危険であろうというところから着手させていただいて、進めました。しかしながら大きな立ち退きという部分にちょっとネックございまして、そののところをですね、今後どういうふうにしていくか。しなくて済む方法はないかと、いろいろ懸案している状況で、忘れていたわけではございません。

それと実は昨日中学校でも交通安全等々の話しもさせていただきました。私の授業へ出させていただいたんですが。「皆さん、ここの学校の下を通っている道に名前がついているんですよ」ということを子ども達にも教えてあげました。こういった道路の安全性も含めて、またそういった無線放送であったり、広報であったり、そこにいろんな路線名が載っているのもこれも少し勉強になるかなと思って言わせていただいでます。そういった身近なところの道をですね、児童生徒もしっかり見てまた安全に通ってくれることを願って頑張りたいと思います。

○議長（米重典子） 以上で、 3番 上本 剛議員 の一般質問を終わります

す。

次に、「せら県民公園・せら夢公園の振興策は」 9番 徳光 義昭 議員。

○9番（徳光義昭） 議長。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 議長の発言許可が出ましたので、順次一般質問をさせていただきます。項目1 せら県民公園・せら夢公園の現状と将来展望についてでございます。質問の趣旨でございますが、せら県民公園・せら夢公園の現状と将来展望について。

（1）最初にせら県民公園の誘致については、平成当初厳しい競争の中で候補地として選考されたと聞いております。今日までの歴史的経緯について伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 9番 徳光義昭議員のせら県民公園・せら夢公園の振興策はについてお答えさせていただきます。まず1点目私のほうからは、今日までのせら県民公園の歴史的経緯についてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成10年頃2カ年にわたり、県庁内の県民公園整備検討委員会では次なる県民公園の誕生が議論されまいて、県内数多200数カ所の候補地がございましたが、世羅町の地が選定をされたところでございます。選定理由として、①県内にある県民公園の配置バランス、②果樹、花など点在する観光農園や既存の施設の魅力、③用地取得の容易性等、投資効果等さまざまに検討された結果と伺っております。

一方、昭和50年代より世羅郡三町、そして旧久井町、旧大和町では山林を切り拓いての畑地造成という国営開発事業が推進されておりました、平成6年に示された広島中央アグリゾート構想にて農業公園整備の構想も同時並行的に実現に向け動いていたところでございます。

その成果が「癒し」がテーマのせら県民公園と「農業」がテーマのせら農業

公園・せらワイナリーが統一愛称「せら夢公園」として平成 18 年 4 月にめでたく開園の運びとなり今日に至っております。

現在でも多くの方にお越しいただき、県民公園でございます。無料で開放ということではありますが、さまざまな県民の方、何よりも町民の方にとってはグランドゴルフ等で大変喜んでいただいている施設となっております。先般も子ども達が自然のなかで、特にコロナ禍であってもですね、そういったところで遊べるということで多くの来場もいただいております。併せてワイナリーも相乗効果期待しております、今後ともしっかりそういったところの、まだまだ造成と言いますか、県民公園の部分、県のほうでいろいろと取り組みを行っていただくこととしております、既に県のほうでもスタートしようという意気込みをいただいておりますので、かなり期待をさしていただいております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 9 番（徳光義昭） 議長。

○ 議長（米重典子） 9 番 徳光義昭議員。

○ 9 番（徳光義昭） 県民公園の歴史について詳しく説明されました。この県民公園に決まるまでには、やはり今日までの世羅台地の歴史がございます。そうした歴史と言いますと昭和 30 年台に国のパイロット事業が行われております。これは全国数カ所の候補地のなかからひとつとして選定をいただいている山林開発事業等に着手され、そして、昭和 50 年の先程言われましたが、国営開発事業、これでまた今日の基礎でございます産業振興が強力に推進されると。そうしたすばらしい世羅には歴史がございます。そうした歴史をですね、やはり我々は心に残して、この状況が嘗々と今が続いているということだろうと思います。そうした経緯があって、県民公園が世羅に決まったということもひとつの理由となっているんだろうと思います。

そこでですね、答弁にもございましたが、当時から県民公園と夢公園が一体的に運営されるということで、非常にいいことなのですが、県民公園は場所的にもあそこは寒いところで課題があるのは冬場の集客が非常に厳しいんじゃないかということが当初から言われておりました。そうした今日、集客面については課題はないんでしょうか。お尋ねします。

○ 商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えいたします。県民公園の集客の課題でございますけれども、天候に影響を受ける施設であるということがひとつ課題でございます。それを受けまして誘客につきましては魅力の造成ということが重要でありまして、ひとつは、自然観察園を持つ県民公園というのは稀でございますので、世羅に存在する貴重種、そういったものを育む支援であるというところの発信をしているところでございます。併せまして、このような広大な芝生を持っておる公園も稀でございます、あのよう美観保持ができていことはたいへんすばらしいことであるというふうに考えております。その中には自然観察園であったり、グランドゴルフであったり、民間の方々のボランティアでの美化作業とか、ボランティア活動というのがございますので、そういう力をお借りしながらこの公園の美しさを保持、維持、発信をしているところでございます。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 県民公園が誕生するまでにですね、旧世羅の合併前ですから、非常にあの当時自治体が会社を作るということで第3セクターが非常に全国的に倒産が多いというようなことで、いろいろ喧々諤々、建設の調査特別委員会等立ち上げて、7、8年やったのを覚えておるんですが、そうしたことの中で、我々も絶対にそういうことがあってはならないということで頑張ってきたわけでございます。おかげで今こうして頑張っておられるので、非常にありがたいと思っているところでございます。

それでは2問目にまいりたいと思います。

せら県民公園は県民の安らぎの交流拠点として、ふれあい広場や自然観察園があり、全体計画面積約63ヘクタールの内、整備されているのは約27ヘクタールであり、冒険の森ゾーンや自然生態の多くは未整備、36ヘクタールが未整備の状況でございます。県の担当課では、県民公園を取り巻く環境は著しく変化しており、県民の声を聞いて今後の公園の在り方を検討したいと。先般県の担当者と会うことができました。そういう説明でございました。

そこで、せら県民公園の現状と今後の方向性についてお伺いします。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 2点目のせら県民公園の現状と今後の方向性についてのご質問にお答えします。

設置者である広島県と世羅町は平成18年に規約を結び、町は設置者に近い権限で管理を行うことができることになっております。また、来訪者のサービスの向上を図る観点から指定管理者制度を導入し、平成18年7月より指定管理者株式会社セラアグリパークがせら県民公園とせらワイナリーを一体的に管理運営を行うことになりました。

せら県民公園はふれあいの広場ゾーン、自然生態の里ゾーンの一部である自然観察園が供用開始されています。未共用部分につきましては早期に整備されるよう継続して要望活動を行ってきたところでございます。

県担当課では、公園に知見がある専門家等で組織した委員会において、びんご、みよし、せらの3県民公園の今後の在り方が検討され、「ひろしま公園活性化プラン」が策定されました。具体的な取り組み内容は今後示されることとなりますが、町もこのプランにはしっかり関わって実現に寄与したいと考えてございます。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 前川課長、きつそうなんですか、よろしいですか。

それでは（3）の県は平成29年度～30年度に県民公園のんびり草原、レクリエーション広場、園路等の一部をクロスカントリーコースとして整備しております。

そこで（ア）整備後の利用・活用状況について。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） 3点目の、クロスカントリーコース整備後の利用・活用状況についてお答えします。

整備後のこけら落しとして、第37回全国都市緑化ひろしまフェア、愛称としますと、ひろしまはなのわ2020においてクロスカントリー大会を開催し、

コースをお披露目することになっておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大で已む無く中止となり実現には至りませんでした。

また、コロナ禍の長期化で利用活用を図ることが難しい状況が続いていましたが、このたび民間団体のご尽力により大きな大会の開催が実現できたところでございます。

引き続き、公園の魅力はもとより自然の中で走る楽しさやクロスカントリーコースの良さも併せて発信してまいりたいと存じます。

○9番（徳光義昭） はい。

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 今、県民公園の利用はグランドゴルフ、高齢者の健康に非常にいい、多くの人に利用されております。そうしたなかで私がクロスカントリーの整備をしていただくことになったこの経緯についてだけお聞きしていただきたいと思います。

今から7、8年前、町長に同行し、県知事さんに新年の挨拶に行きました。そのなかで知事は年末の世羅高校の結果について「惜しかった」とか、「ああ、良かった」とか、そういう話でございました。そうした話の中で新年の挨拶が済んで帰る前にですね、「私、一つお願いがあるんですが」と知事に話させてもらいました。「何の話かな」「実は県民公園を造ってもらって素晴らしいんですが、今、高齢者で頑張っているんですが、もうひとつ子どもがああの上で走ることができるクロスカントリーをさせてほしい」ということを知事にお願ひしました。知事は「ああ、世羅の子どもが県民公園で走る、それはまたいいことじゃね。是非それは使ってほしい」と言って、またすぐにその後で、しかし予算を今、付けるというようなことの話はできないので、とにかく、現状の利用経過や利用を実情を残して報告かというようなことになろうと思うんですが、そういうことを受けました。そして世羅に帰ってですね、前からそういう話もちよくちよくありよったんですが、世羅町の陸協の関係者、また世羅高校の陸上関係者、そして当時は教育委員会が担当しておりましたので、そうした教育委員会の皆さんと会合を持って県民公園を使わせてもらうようになったという話をさせてもらって、コースを見たり、いろんなことが万全でないといけないということで見回って、そしてまた県と日程を調

整していただいて現地へ行ってもらったというような経緯がございました。そして平成29年と30年の2カ年にわたって1500万円の予算で、危険な所、芝の状況等を見てもらったり、また植栽の移転とか、いろいろ芝の測量をしてキロ数の起点をポイントを作っていただいて、利用できるような形のものにしていただいた経緯がございます。そうしたなかでこれを有効に活用していくという状況になったときに、平成30年の水害、そして令和に入るとコロナというようなことで、ここ3年間、県と話す機会も会う機会もなかったもので、先般県の担当者と話をさせていただいて、以前の計画の話とか、いろいろさせていただきました。そのなかでですね、ここへも書いていただいておりますが、

○議長（米重典子） 質問項目はもう（イ）のほうでよろしいのでしょうか。それとも。

○9番（徳光義昭） これは今、答弁がありました。県民公園のコースについては説明だけさせてもらったんですよ。

○議長（米重典子） 説明のほうはよろしいでしょうかね。質問のほうへ。

○9番（徳光義昭） 活用の状況については報告していただかないといけないと。

○議長（米重典子） （ア）については先程答弁を。

○9番（徳光義昭） 活用の状況言われましたか。

○議長（米重典子） はい、（ア）についての答弁は終わりました。次の未整備区域とかいうことですか。

○9番（徳光義昭） 活用の状況は

○議長（米重典子） 先程、商工観光課長のほうから（ア）については答弁されました。

○9番（徳光義昭） 教育委員会があると思うんですがね。

○議長（米重典子） 答弁されました。そのことについての質問でしたら今、どうぞ。

○9番（徳光義昭） 整備後の活用状況、報告していただいているんですかね、県のほうへ。その状況。

○議長（米重典子） 商工観光課のほうから答弁は行われましたが。

○9番（徳光義昭） それはしてない。課が違っている。担当課が。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） （ア）の整備後の活用状況のなかで教育委員会が所管しているものということでご報告をさせていただきます。

所管と言いますか、世羅町の体育協会と中学校体育連盟のほうの主催で、谷敷杯、麓杯争奪のロードレース大会という名称になっておるんですが、こちらの大会が以前は世羅高校を発着点としまして、町道等利用しての大会開催であったんですが、交通規制等々の問題がございまして、平成29年度から県民公園を活用しての大会ということで場所を変えて開催をされております。

現在までに平成29年度、平成30年度、令和元年度の3回大会が開催されておりまして、令和2年度、3年度につきましては、コロナの関係で中止となっておりますが、令和4年度につきましても1月に開催される予定で現在準備を進めておられるところです。教育委員会のほうで所管しております大会の実績というものについては以上でございます。

○9番（徳光義昭） （挙手）

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） ありがとうございます。この実績報告というのはどうなっております？実績の報告。ずっと出させてもらっている写真入りの、県のほうへ。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。教育委員会のほうから県のほうへ直接の実績報告を挙げさせていただくということは当初よりそういったことは行っておりません。

○9番（徳光義昭） （挙手）

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 写真等の資料はあるんでしょ。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） 写真等の資料につきましては社会教育課のほう

にございます。

○9番（徳光義昭）（挙手）

○議長（米重典子）9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭）知事部局と言うんですか、知事のほうへ実績の報告を写真を出させてもらわないといけないのでひとつ後日でもよろしいんで。

○議長（米重典子）それは後程、担当課のほうへ。

○9番（徳光義昭）はい。

○議長（米重典子）9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭）それでは次にいきます。（イ）の県民公園の未整備区域、山林の一部を活用して中・高校生、一般ランナーが活躍できるクロスカントリーコースの拡大・延伸する考えについて伺います。

○商工観光課長（前川弘樹）議長。

○議長（米重典子）商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹）お答えします。次に、クロスカントリーコースの拡大・延伸の考えは、についてのご質問にお答えします。

現在、整備いただいているコースの一部を活用した大会が僅かではございますが開催されております。これは先ほど社会教育課長がお答えされた部分であります。「整えたコースを十分に活用してもらい実績を踏まえて考えていきたい。」ということが県の意向です。町としましたら、利用者の声をお聞きし県へ適宜要望活動を行ってまいります。

○9番（徳光義昭）（挙手）

○議長（米重典子）9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭）説明いただいたんですがね、この山林の一部、高校生、一般ランナーということになると、5キロのコースがないといけんということで、未整備区域の山林がありますので、今後とも県の方へ要望活動をしっかりと挙げていただきたいと思います。こうしたことはやはり議員が行ってする、要望する力はほんと弱いもんですから、執行者の力を是非お願いしたいと思います。

○商工観光課長（前川弘樹）議長。

○議長（米重典子）商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。このクロスカントリーコースの延伸の件でございますが、先般も県の担当者が世羅町に来訪していただき、現地を確認していただいたところでもあります。今後どのような整備の在り方がよろしいか、検討を深めていただけるものと理解をしております。しかし昨今の厳しい財政状況のことがございますので、まずは私どもとすれば、こういった実績を積み重ねていくことが一番であるかなというふうにも受け止めてございます。

○9番（徳光義昭） （挙手）

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 未整備区域36ヘクタール残っておるわけですから、ひとつ要望のほう、執行者のお考えを聞きたいと思います。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。このたび、広島県のほうでお示しになられた広島公園活性化プランでございますけれども、これは住民の声や、そのニーズ、そういったことを踏まえて、今の公園の機能向上を図るために、今後は公園の経営の観点とか、今後の戦略の管理運営ということで計画づくりに取り組まれたところでございます。この計画の副題は「将来にわたって愛され続ける公園であるために」というところがございます。こういったことを受けまして、今後具体的な計画がお示しになれるものと理解をしております。そのなかで世羅町としましたら、指定管理者と連携をしながら、どのような利用の在り方とかということも提案をするなかで、具体的な取り組みについて要望活動を続けていきたいというふうに考えてございます。

▼【徳光議員：「執行者がひと口言うてくれればいいのに。しんどいようなのに言よるのに」】

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私から執行者におきますこれからの県民公園へのアプローチについてお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご質問のようにですね、非常に貴重な財産と言いますか、重要な施設で

ございます。これは計画段階から過去の先輩、先達の方々、そしてこの計画実施、現状に至るまでのすべてに携わっていただいた方々にこの場をお借りしまして感謝を申し上げ、今の状況が実現できているというふうに考えております。

1期の整備のなかで現状で先達でも大きなイベント等も開催いただき、ご好評もいただいたところでもございますけれども、議員ご指摘いただきますのは、更にこの計画区域を充実そして発展をさせ、この後の町の活性化、この一帯の整備を早期に確実に推し進めていってもらうことが非常に重要である。そのようにご示唆をいただいております。

執行者側といたしましても、皆様方から今、いただいているご意見、不便な点もありましょうし、また歓迎いただいている点もございます。そのご意見をもとに県担当課にしっかりと伝えていきますとともに、県におきましてもこれからの活用策として民間の活力の導入であるとか、今までとは違った活用方法も計画の中に盛り込まれようとしております。本日もご示唆をいただいているところでございます。受け止めさせていただいて、県担当課にしっかりとアプローチをさせていただくとともに、町としましても積極的に進めてまいりたいと、運動を展開したいと考えているところでございます。

○9番（徳光義昭）（挙手）

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 先程答弁があったんですがね、尾道の公園、三次の公園、世羅の公園、この3公園の運営について少し変わっていくんじゃないかというような雰囲気を感じております。15年から20年になるんですが、そこらのところで変化が出てくるんだろうと思うので、ちょこちょこ顔を出していただかないと遅れをとるようなことがあってもいけないのでお願いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。変化を敏感に感じ取れるように連携をしっかりと密に取り、連絡を取り合いながら進めてまいりたいと存じます。

○9番（徳光義昭）（挙手）

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） それでは4の先般、家族と友人をたすきで繋ぐ「ファミリーリレーマラソン」が生協ひろしま様のご尽力により開催されました。駅伝の町を標榜している世羅町が、元気になる素晴らしい企画であり関係者に敬意を表します。

私も当日初めて、このファミリーリレーマラソン大会を見学方応援にいきました。公園内に入り、びっくりいたしました。人、人、人の多いこと。また駐車場は満杯。選手は小学生低学年から中高一般男女とカラフルなユニフォームに笑顔で参加し、リレーを楽しむ人、一方競走し優勝を目指すチーム等々県民公園始まって以来の賑わいであった、短い3時間でございました。

そこで（ア）本大会の継続について、そして大会運営の中で町としての感想等についてお聞きしてみたいと思います。

○商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。4点目のファミリーリレーマラソン大会運営の中での町としての感想・注意点等についてはのご質問にお答えします。

この大会運営は主催者として生協ひろしま様に行っていただきました。約120チーム、約850名の方が参加されたと伺っております。

当日、園内ふれあい広場で開催された「せら魅力まつり」につきましては、町、せらワイナリー、夢高原市場、観光協会が連携しにぎわい創出に努めたところでございます。

今後は、この大会の振り返りを生協ひろしま様からいただく中で、課題等の共有を図りたいと考えます。

民間の自由な発想や機動的な発信力により、今までにない催事になったのではないかと、喜んでいる次第でございます。

○9番（徳光義昭） （挙手）

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） 一定の説明いただきましたが、町長にお聞きします。選手として出られて感想聞きますが、選手として出られて頑張っておられた。町

の職員も数名見たと思いますが、町長、あの急な勾配を走る、非常に厳しいコースだったと思いますがね。走られたのでちょっと感想をお願いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 感想を述べようと言う質問をいただきありがとうございます。今回の生協様によるファミリーリレーマラソン、包括協定結ばせていただくなかで、世羅町との関わりを持つ。一番最初に来られたときにですね、「世羅町での大きなイベントをいろいろ考えてみられてはどうですか」というひと言がですね、こんなに早く実現に向かうとは思いませんでした。特に先程課長申し上げましたように、応援団含めますと約3,000人近い方がいらっしやったのではないかと思うわけでございます。駐車場もかなりいっぱい、舗装していない部分にもかなり車も止まりました。農業公園へ誘導した部分もございますし、そういった課題もみえてきたという大会であったと思います。

子ども達はかなり喜んでいただきましたし、食べるものもですね、アグリパーク、高原市場さん、いろんな方の協力、また他の地域からもですね、そういう物販にお越しいただいたということ。特に生協で取り扱いの食品がですね、こういうかなり安価に提供されておまして、会員の方からたいへん喜ばれていたというふうにお聞きもしてございます。

先程ありましたクロスカントリーのコースですけども、コースごとにポイントごとにですね、励ましのことばを生協さんらしく掲げておられまして、徳光議員が応援いただいた一番急な坂の手前は「歩いてもいいよ」と書いてありました。そういうわけにいきませんので、1周、1周噛みしめるように一生懸命走ってまいりました。申し込み時点でうちの職員が私よりほかに8人出てくられて、1チームで走るのかと思えば、2チーム登録してございまして、5人で3時間駆けり続けるというのはですね、かなり過酷なものというふうに改めて認識しました。議員が書かれておりますように、短い3時間であったというふうに書いてありますが、私にとってはかなり長い3時間でございました。なかなか同じ場所を9周もするというのはつらいことがございましたけれども、結構プロアスリートにとってはですね、過酷というより楽しんで走れるコースということ。なおかつ小学生がですね、元気よくすごい1周1キロないくらい

でしたから、あつという間に駆け抜けていきます。応援の方も浴道にたくさんいらっしゃるといふことで、歩くわけにはいかない状態となります。

コスチュームもいろいろな方が着ていただきまして、仮装部門でもですね、たくさん趣向を凝らしていただきました。これは毎年続けていきたいという生協様の考えでございますので、来年も同時期にですね、行っていただけるものと思います。

今回マスコミとか、さまざまな応援がございました。特にビールメーカーがですね、また協賛してやろうというようなことがありましたし、かなり全国からとなると、今回よりもっと人数が多くなるので、どこかで制限をかけなくてはいけないという苦勞をされるような形です。現場ではYouTubeで生配信もされました。多くの方に関わっていただき、こういう大会行っていただける夢公園がほんとありがたく思いますし、今後またほかのイベントもですね、いろいろと今回のことを参考にさせていただきながら、県といろいろ活用方法について協議してまいりたいと思います。県の施設でございますけれども、世羅町にとって有効な場所になるよう努めてまいりたいと考えます。

○9番（徳光義昭）（挙手）

○議長（米重典子） 9番 徳光義昭議員。

○9番（徳光義昭） また違うこと言うと言われてもいかんのんですが、ほんとそうです。この民間の方の協力、県民公園を利用していただいたと。こういうことをひとつ町として今後どのように活性化に結び付けていくかというようなことで、非常に期待しているんですよね。やはり農業公園のほう、ワイナリーのほうもお客さんは県民公園と同じなわけですよ、やっぱり。一体化してある。ですから県民公園が潤わないと、なかなかワインのほうまでお客さんがね、それのみにというのはちょっと少ない。やっぱり県民公園が賑あわないといけんと思うんですよ。

そうした面で先程から子どもの面のことも言われましたが、まだまだ町内の子どもがまず活用できるようなことを考えていただきたい、まず。庄原のクロスントリーコースがあるでしょ。庄原。あそこへ陸協の方が走りに行くといふことで、応援に行ったことがあるんですがね、小学校の1、2年生の組が、未満児、幼稚園、保育所の子が保護者と一緒に走るんですよ。1、2年生と一

緒に。それはすばらしいですよ、見たら。可愛い。初めのうちは親と手をつないで走りよる。ですが途中から手を離せ言うてね、子どもが。自由に走りたいというようなことで、ひとりで駆けり出したら顔が変わるですよ。保護者と走っているときはニコニコニコして笑いながら走りよる。そのようなね、取り組みを是非、義務教育の子どもに少しずつでもええんで、いろんな制度を今、作っておられるじゃないですか、世羅町も。アスリートの支援、いろいろされるように。そこらと組み合わせてですね、まず世羅町の子どもが県民公園利用して、初めは遊ぶ、そして1キロ、2キロというようにして、愛着を持たせる。ここからがスタートだろうと思います。是非とも頑張る。いろんな大会も年に1回でなしに、春と夏と秋くらいは、なんぼでも来るんじゃないんです？いろんな話が。うまく活用して、県民公園を賑わいのある公園にしていきたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。県民公園、また農業公園に対しての期待を質問としていただいたところでございます。

ご質問いただきますように、町の中でもこの県民公園は皆様方にしっかりとお使いいただきたいと思っておりますし、このたびの大きな大会の中で常設コースを使用して大会も開催したということで、普段から走っていただけるコースとして皆様方にご覧いただいたのではなかろうかと思っております。

加えまして先程もですね、谷敷杯、麓杯といった町内の大会についてもコロナ禍で影響は受けましたけれども、これからも利活用をいただくなかで、しっかりと皆様方にご認知をいただけるコースであり続けたい、そういったところを定義として踏まえる必要があるかと思っております。このたびのイベントにおきましても参加者の方が農業公園、ワイナリーへ足をお運びになり、お帰りになられたケースもあったようにお聞きをしております。お互いが相乗効果を持ちながらそれぞれの特色を活かして、それぞれ使っていただくという形に事業の展開を考えていくことが非常に重要でありますし、そのところのご指摘をいただいたところでございます。多くのシーズンなり、イベントがですね、駐車

場がいっぱいになるような、そういった企画を立て、皆様方に親しんでいただき、認知をいただくことをしっかりと頑張る必要が町としてもありますし、教育委員会部局ともしっかりと連携をしながら施設も利活用していただく。やはりそういった総体的な部分も県に情報提供等も行いながら、現場の認識もいただきながら、しっかりと取り組んでいく。指定管理者へもですね、その旨をしっかりと伝えて、一緒になって頑張っていく形をこれからも取り組んでまいりたいと存じます。

○ 9 番（徳光義昭） はい。

○ 議長（米重典子） 9 番 徳光義昭議員。

○ 9 番（徳光義昭） 4 番のイについては答弁いただいたので、これで終わります。

○ 議長（米重典子） 商工観光課が答弁を出しておりますけれども。

徳光議員、商工観光課のほう、答弁書出しておりますので、答弁をいただきます。

▼【徳光議員：「お願いします」】

○ 商工観光課長（前川弘樹） 議長。

○ 議長（米重典子） 商工観光課長。

○ 商工観光課長（前川弘樹） 写真資料の県への提供についてのご質問にお答えします。

この大会に限らず、設置者の県へは適宜情報提供を行っております。今後とも、県庁、県東部建設事務所三原支所、町、指定管理者が十分な意思の疎通と思いの共有を図り、公園の魅力の向上に努めてまいります。

○ 9 番（徳光義昭） はい。

○ 議長（米重典子） 9 番 徳光義昭議員。

○ 9 番（徳光義昭） 以上で私の質問を終わります。

○ 議長（米重典子） 以上で、9 番 徳光 義昭議員 の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は 2 時 3 5 分といたします。

休 憩 1 4 時 2 0 分

再 開 14時35分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、「鳥獣害対策の取組は」 2番 上羽場 幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは通告に基づきまして2つの項目について質問をいたします。

まず1項目目は鳥獣害対策の取組みはと題しまして行います。

世羅町においても大部分は田植えが完了し、茶色一色の圃場がきれいな緑の色に変わりました。しかし、植え付けがやっとの思いで完了しますと、次にやっかいなものが立ちほだかります。それはシカやイノシシによる獣害であります。

農作物の被害は、近年益々、拡大をしております。獣害からほど遠いと思っていた圃場も荒らされるようになってまいりました。ワイヤーメッシュや電気柵の設置を町内でも広範囲にわたって行われております。しかしながら、その効果は、なかなか実感できるものになっておりません。現状を鑑みたとき、防護柵設置において町は助成をしておりますが、その効果、それが効果的なのかを検証しながら一歩踏み込んだ対策を検討すべきだと考えます。次の点についてお伺いいたします。

まず1といたしまして、捕獲に重点を置いた対策を進めるべきと考えますがいかがでしょうか。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 2番 上羽場幸男議員の「鳥獣害対策の取組みは」のご質問にお答えさせていただきます。

1点目ご質問いただきますように、捕獲に重点を置いた対策を進めるべきと考えるというご質問でございます。

町の対策といたしましては侵入防止、環境改善、捕獲の3つを柱に対策に取り組んでいるところでございます。

申されますように、これまでは侵入防止柵、ワイヤーメッシュ、また電気柵、さまざまな取り組みを行ってきました。しかしながら近年はイノシシもですが、シカがかなり出てくるようになりまして、私の圃場においてもですね、どっから飛んで入ったのかわからないような足跡がいっぱいいついています。今ちょうどたぶん植えたばかりで2、3週間くらいが美味しい時期になるんだろうと思います。先っぽを食べてくれますけれども。かなりの費用もですね、かけさせていただいてます。これは地域ぐるみで取り組んでこれまでもきましたけれども、なかなかそれを点検できないという苦労があるようにお聞きしているところでございます。

議員おっしゃられます有害鳥獣の捕獲については、町民の方から有害鳥獣による被害が町に報告された場合、実施隊へ連絡する中で現地確認をしていただいております。実施隊は、被害確認とともに加害動物の種類特定、必要な場合は捕獲を行っていただいております。また、町民の方が狩猟免許や狩猟登録などの資格を有している場合で、自らが町に被害報告及び鳥獣の捕獲許可申請を行い、捕獲許可を受けてから捕獲されています。

捕獲実績につきましては、イノシシとシカの捕獲頭数は平成30年度に770頭から令和3年度では1,375頭と増加してございます。引き続き侵入防止・被害対策支援と、実施隊による捕獲活動を併せて行いたいと考えております。

これまでも多産という部分でいろいろと課題が出ておりました。年に2産をされるイノシシが出ているというか、これは捕獲とひとつ比例しているというような過去データが出たようでございます。しかしながらどこかで食い止めねばなりません。やはり捕獲という手立てがですね、一番有効的なものとは考えておりますが、安全対策等考慮するなかでですね、捕獲活動しっかり頑張ってくださいとと考えております。実施隊の方にはほんと感謝申し上げます。またそれぞれ町民の方で行われる場合もですね、怪我等のないように実施をお願いしたいと思います。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の捕獲に関してですね、前向きに考えていただいているということで理解をいたしました。

それで次に移ります。(2)の対策に受益者負担を導入する方針はありませんか。お伺いをいたします。

○産業振興課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 産業振興課長。

○産業振興課長(山口 徹) それではお答えいたします。2点目の「対策に受益者負担を導入する方針はないか問う。」についてお答えします。

有害鳥獣の捕獲では罠を使用した場合、設置後の日々の見回りが大きな負担となります。そのため依頼をされた町民の方にできる限り見回りを協力して取り組んでおるところでございます。受益者への負担につきましては現段階では考えておりません。実施隊の捕獲活動に関しては国の事業を活用し、できる限り負担軽減に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○2番(上羽場幸男) 議長。

○議長(米重典子) 2番 上羽場幸男議員。

○2番(上羽場幸男) 受益者負担の考え方は現在ないというお答えでございますけれども、だからそこに導入してほしいということをお願いしておるわけですね。だからそういうことを考えてみられる気もないということでございますか。

○産業振興課長(山口 徹) 議長。

○議長(米重典子) 産業振興課長。

○産業振興課長(山口 徹) お答えいたします。受益者の方への負担についての、現在のところではですね、答弁いたしましたようにですね、受益者のほうへ負担を求めるといことは考えておりません。これが今後将来どうなるかについては、まだ今後の状況ということが当然踏まえることが必要と考えますが、まず今、負担を求めない部分につきましては、先程答弁させていただきましように、やはり被害を受けている方自体、受益者の方にもですね、やはり協力をしていただいております点ということについてはですね、今のところこれ以上の負担を今、お願いしていくというのはなかなか難しいのではないかと考えておるところでございます。

○2番(上羽場幸男) 議長。

○議長(米重典子) 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） この鳥獣害の対策というものはここ数年ほとんど変化がないというか、進歩がないというところが見受けられますけれども、このままで何も新しくお考えになってないということはこのままで良いというふうに理解されているということですか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。このイノシシ等の有害鳥獣の被害がこのままで良いというふうに考えておるといことにつきましても、一切そういうふうに考えているところではございません。やはりこれにつきましては被害の削減を当然、進めてまいることが重要だと考えております。新たな施策がない中でというご質問もあったかと思いますが、現状できる施策につきましても、ここ数年内容的には同じような形で進めさせてはいただいておりますが、3点柱にさせていただいております侵入防止、やはり受益者負担という点からいきますとですね、まずは受益者の方に侵入防止をしっかり心がけていただくことがまず大事だと思います。そして環境改善、里山等の改善整備、そういったところ。そしてしっかりまた今後も進めてまいる必要があると思っておりますのが捕獲。現在もですね、しっかり捕獲のほう、実施隊中心に取り組んでいただいているところでございます。なかなか捕獲頭数、増えてはいいとは思いますが、それが被害防止に直接数字的につながっていったようなところがなかなか見えないというご指摘もあったところでございますが、まずはその捕獲のところもですね、しっかり力を入れていながら、被害の削減には努めてまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 重ねて問うようで申し訳ないんですけども、今、課長おっしゃることではですね、まず全く手は今までと一緒と、打ち方は一緒ということですが、このまま同じ方法でやっていくというのは無策なことであります。

補助金も助成金もですね、いろいろいただいたりして設置して、防護柵の設置、または電柵、そういったものにですね、年々使っております。ただそれと

というのはほんとに効果が先程申し上げたんで、効果が現れない。全く。ですから、捕獲に重点を置いていただきたい。そういった申し出もいたしました。ただその捕獲をすると言いましても人的にも限りがあります。それと今、高齢化、そういったこともあります。ですからそういった捕獲をしていただく人をいかに増やすかということも考えていかないけんのではないかと思うので、敢えてここです、イノシシを獲っていただいた、シカを獲っていただく。そうすると我々も農作物被害が少なくて済む。そこに防護柵、電柵等にかかる費用をそちらに回してもいいからやっていただきたいという考えを持っているわけですけども、そういったことを町としてですね、何とか、町民の考えをひとつにできるような方向でやってみていただくことはできないかということも申し上げているんですよ。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） まずご指摘いただいております捕獲のほうにまず力を入れてですね、捕獲する人数の増ということについてもどうかというご質問があったかと思えます。

町としても捕獲のほうを行っていただいております実施隊員の方にはですね、たいへんご苦労いただいているということも認識しております。人数的にも限られたなかでやっていただいておりますので、実際はもっと増員してですね、やっていければもう少しですね、実施隊員個々の負担も軽減されていくものではないかと思っておりますが、なかなか人数の増というのは難しい点もあるというふうにも聞いております。町といたしましては、まずそういった捕獲をしていただくのにですね、狩猟の免許を取っていただいて、いろんな手続きを踏む中で、捕獲のほうへ、駆除のほうへ回っていただくというふうになってまいります。これも講習会等受けて、試験を受けていただくわけですが、講習会等の補助、こちら協議会のほうから補助されておりますが、そういった補助もありますので、そういったところもですね、活用いただいて、そういったまずは狩猟の免許を取っていただいてですね、そういった駆除のほうへまた参加いただけるようなことを町としてもできるだけ推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 是非考えていただかないといけんところだと思います。実際困っている人は何とかしたいということをするわけですから、そこをどういう形で対策できるかというのをしっかり実施隊、そういった方々ともお話をいただきましてですね、どういう方法が一番いいか。またある種、実績を出している方もいらっしゃいますので、そういった方達との話し合い、情報交換、そういったことをしてですね、もし町単独では無理でしたら、県のいろんなことがあったりしたらですね、そういうとこともつないでいただいていますね、やっていくべきことではないかなと思います。これでこの項目の質問は終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） ありがとうございます。さまざまなし県の事業等もですね、いろいろ研究する中で取り組んでまいりたいと考えております。

ひとはスマート農業の関係で言いますと、箱わな等のセンサーですね、そういったところの設置等も今後は進んでいく。現場へ行かなくても見れる方向等々もですね、進んでいるように思います。それとやはりうちの地域で言えばですね、そういう実施をしていただく方との連携が日頃きちっとできているかどうかだと思います。実は網にかかりますとかなり危険な状態になります。そこですね、地域の方がまず近寄らないこと。差し止めする人は資格者でないといけませんので、そういったところの配慮。皆、見物に行きたくなりますんで、そういったときはほんと危険でございます。そういったところをしっかりと周知すること。お礼が云々というよりもですね、やはり活動しやすいようにすべきと思っています。たとえばわなをかける場所等についても地域と連携、特にくくりわな等は山際に設置することが多くございまして、印はしますけれども、万が一誰かが侵入してですね、そういったところにかかって怪我をする場合もあります。そうならないように。またどういう状況で、たとえば侵入防止柵をきちっとどこにすればよいかというような連携も必要なのかなと思っています。とにかく捕獲が一番とは思いますが、まずは被害を食い止める方

法等、しっかり考えながら、年々進化できるように頑張っていきたいと思えます。

○議長（米重典子） 次に、「世羅町公共施設等総合管理計画を見直されたが活用はいかに」 2番 上羽場 幸男議員。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは世羅町公共施設等総合管理計画が平成27年に策定されて本年令和4年3月に改訂をされております。改訂直前の令和4年3月2日の第1回定例会に於いて「本管理計画を踏まえた取り組みを」と題して質問をさせていただきました。その時点での取り組みについて一定の答弁をいただきました。

しかし、このたびの改訂版には町の将来に大きな不安を抱く数字が示されております。私としましては、町政執行の方針を左右する大きな要因であると認識をするところであります。この管理計画書の中身を執行側がどのように捉えておられるのか、たいへん気がかりなところであります。そこで次の点について答弁を求めます。

（1）としまして、令和3年から令和42年までの40年間で発生する公共施設及びインフラ施設の更新・大規模改修の費用が年平均で約41億9000万円と試算をされております。このことについてどのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは上羽場議員の2問目でございます「公共施設等総合管理計画を見直されたが活用はいかに」のご質問にお答えをさせていただきます。1問目でございますように、試算の部分についての、数的な部分も踏まえお答えをさせていただきます。

本町では、国の要請に基づきまして、令和4年3月に公共施設等総合管理計画の改訂いたしました。3月定例会でも答弁させていただいたとおり、本計画では、本町の人口減少や少子高齢化による財政状況の変化を踏まえ、公共施設の延床面積を平成27年からの25年間で30%以上削減とする数値目標を掲げ、

公共施設の削減を推進しているところでございます。

1点目でございます「公共施設及びインフラ施設の更新・大規模改修費用が、年平均で約41.9億円と試算されているが、どのような見解か」についてでございますが、この試算には前提条件がございまして、たとえば公共施設については、現在保有する施設を全て保有し続け、建築後25年で大規模改修し、更に25年後に同規模で建て替えること、また、道路については、建設後15年で更新することなどの条件を設けたうえで、年平均41.9億円を試算してございます。

計画にも記載してございますが、長寿命化対策を行うことで、このまま施設を減らさない場合でも、年平均で約22.1億円まで低減可能と試算をしているところでございます。

引き続き公共施設の総量縮減に取り組み、財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のご答弁にですね、更新、大規模改修費用が40年間で総額1675億7000万円のところ、年平均でですね、41億9000万円、ただ対策を行うことでですね、年平均22億1000万円まで抑えられるよということでございます。この数字というのはどういうふうに見たらよろしいですか。多いとみるのか、少ないとみるのか。これは可能なのか。その辺のことをお尋ねをいたします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） はい、お答えいたします。今後、公共施設総合管理計画におきましては、現状のまますべて更新した場合、それから長寿命化対策を実施して施設を改修なり、その後更新していくといった場合で、ある一定の前提条件のもと試算をしますと、現状のまま更新ですと年平均で42億円程度、それから長寿命化対策を施した場合、年平均で22億円程度と半減するというところでシミュレーションをしているところでございます。勿論ですね、この長寿命化対策、ここにおきましてもですね、グラフ下にあります一定の前提

条件、たとえば公共施設を建物については、すべて今の建物は、すべて今後も保有し続けるなど一定の前庭条件を踏まえた上で試算した数値でございます。この場合において現状のまますべて更新と比べると半減するということでございます。ただ実際にはですね、この長寿命化対策を実施した場合についてもですね、すべて今後も保有していくとか、じゃあ、40年後に大規模改修しますとかというところは、個々の施設等の状況に応じて、それから今後の住民ニーズ等踏まえた上で施設を持っておくべきか、廃止していくべきか、必要な施設であれば更新なり、整備していくというようなことを考えていく必要もございません。

町としましてもですね、この長寿命化対策を実施した場合、年平均 22 億円という部分については、今の予算規模で考えるとまだちょっと多い部分があると考えております。今後もですね、施設整備を考える上で事業費をあまりかけないでも効率よくですね、管理運営できる施設の在り方について検討して、この 22 億円よりもですね、まだまだ少ないものとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○ 2 番（上羽場幸男） はい、議長。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） この計画書をもとに私、ご質問をさせていただいております。そのときにですね、この計画書のなかでですね、計画策定前の 5 年間、公共施設に要した費用は約 41 億円で年平均 8 億 2000 万円、策定後の 5 年間は約 45 億 3000 万円で年平均 9 億 1000 万円というふうに記載をされております。先程の 22 億円をここまで下げれるのかなという数字なのかなと思いましたが、この計画書の中にはそれだけしか使えんのじゃと。それでよいというようなことが書いてありますけども、このところはどのようにみられますか。

○ 財政課長（矢崎克生） 議長。

○ 議長（米重典子） 財政課長。

○ 財政課長（矢崎克生） お答えいたします。計画書にあります議員ご指摘の当初計画の策定後 5 年間、平成 28 年から令和 2 年度までの整備維持更新に要した費用が約 45 億円、平均すると、年平均で 9.1 億円となると、なっている

ということで記載をしております。この見直し後の計画についても記載もしておりますが、平成 27 年にこの計画策定後、公共施設のマネジメントとして多数のですね、公共施設について解体や売却、譲渡など実施してきたところがございます。これにより施設の新規整備についてもある程度の抑制を図ってきたところがございます。その結果として耐用年数を迎えた施設についてもすべてを更新するのではなく、必要性の高い施設に重点をおいて整備してきたということで、この年平均 9.1 億円という結果になったという認識でおります。その年々のですね、財政面を考慮しつつ、勿論ですね、毎年財源に余裕はないという状況に変わりはございませんが、緊急性や優先度、継続性を検討した上で、予算を組んで、必要な対策を行ってきたというところがございます。

○ 2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） それでは先程年平均 9.1 億円を要した費用でございますけども、これはですね、実際にはもっと必要だったのでしょうか。それは財源的に無理だったので、必要性はあったんだけど、それぐらいしか出せなかったというふうに理解していいですか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。先程の答弁でも申しましたとおり、試算上はですね、年平均で 10 億円とか、20 億円とかというところが、長寿命化対策を施しても 22 億円というような試算値が出ておりますが、この程度が必要な状況と想定がされたというところがございますが、これまで計画を策定後平成 28 年から令和 2 年度までの 5 年間、年平均 9.1 億円ということで費用のほうを抑えているということでございます。この金額がもっとも必要だったのに、財源に余裕がないから節約して 9 億円で済ませたのか、そうじゃない、9.1 億円以上かかる予定だったけど、その 9.1 億円で済んでしまったという状況なのかというご質問だと受け止めております。

この件につきましては、先程の答弁と同じになるかもしれませんが、財政面を考慮しながらですね、財源に余裕がない中で、緊急性、優先度、継続性等検討したなかでですね、必要なもの、とにかく先にやらないといけないという部

分について、数ある予算要求の中で、そういった緊急性等を考慮した上でまずやらないといけないという部分を引っ張ってきて予算に組み、その対策を行ってきた結果ということでご理解いただければと思います。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） この長寿命化対策を実施したときですね、費用の試算グラフがここにありますが、課長もご存じだと思いますが、そのときに令和3年度の場合大体24億円程度必要とこのグラフ上ではですね、なっておりますけれども、実際には令和3年度はどのぐらいのところに落ちているのでしょうか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。この計画の長寿命化対策を実施した場合の費用の試算グラフによりますと、令和3年度においては約24億円程度が必要になるのではないかと試算値が出ております。

まずこの試算におきましては、このグラフ下にございます試算の前提条件のもとに試算をしておりますので、現在保有する公共施設をすべて今後も保有し続けるなど、実際にはあり得ない状況を加味して計算しているものとなっております。通常ですね、町の建設事業の費用におきましては、これまで決算値として合併後みておりますと、多くて25億円程度までぐらいとなっております。これはこの計画の対象となる金額を含めた部分と考えていただければと思いますが。と考えると、この約24億円、令和3年度ですね、というのは実際にはあり得ない、あり得ないと言いますか、あくまで試算上の数字であって、実際にはですね、令和3年度におきましてはこれから決算の作業を行ってまいります。まだこれから数字の精査等行ってまいりますので、令和3年度の数字はいくらかというところは今、お出しすることはできませんが、おおよそこれまでのこの計画に記載しております計画策定後の5年平均9.1億円、この程度ぐらいが今回の更新なり、改修なりの費用となるのではないかとふうに想定はしているところでございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 私の質問の一番もとのところなんですけども、この計画書ですね、これをどういうふうにご利用されておりますか。今のところのお話しを聞いておりますと、これは試算で、あくまでも試算だよ。こんなことはあり得んのではないかという楽観的な見方、そういうようなおことばが並んどのわけです。この計画書は国の指導で作ったんだから、世羅町としてはさほど重要視してないというような意味にも取れないことはないんですけども、この辺のことはどのようにお考えでしょうか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。町としましてもですね、勿論楽観視しているというわけではございません。議員もこれまでご指摘いただいているとおり、今後人口減少、少子高齢化に伴う人口減少、それからそれに伴って予算規模もだんだん減っていくという状況のなかで、この計画でも記載しておりますが、施設の維持管理に、施設自体も今後どんどん老朽化してまいりますし、その維持管理費用についても、予算規模が下がってくれば捻出できない状況が生じて来る可能性があるというふうに記載しているところでございます。

このため、今後そういった人口減少等が予想されるなかで、公共施設等の保有量の縮減は勿論避けて通れない状況になっているという認識は持っております。利用率や必要性が高いこと、それから住民サービス維持の観点等から施設の今後を検討し、現有施設の長寿命化、施設の複合化等工夫をしながらですね、少ない負担で効率的な維持管理可能な整備手法、そういったことができない、他の手法がないのみですね、施設の更新を検討していくなどをしてですね、新規の整備の抑制を図ってまいりたいというふうに考えております。また施設を更新、新設する場合であっても、施設の総量縮減に配慮しつつ、費用対効果を検討してまいりたいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ほんとにこれをしっかり活用していただくことを望み

ます。この計画書の中身をですね、庁舎の内部の方、幹部職員はじめですね、しっかりそこに落とし込まれておって、いろんな政策を決める中でそれが活かされているのかというところについてお尋ねします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。この公共施設総合管理計画について庁舎内、職員にしっかり周知がなされて、しっかりそういった観点から業務を行っているのかというようなご質問かと受け止めております。

町としましてはですね、前年度の決算値が出た時点で、毎年ですね、直近の課長会議において現在の取り組み状況、削減状況、それから今後の取り組み等についても周知を行っているところでございます。それと共にその後の具体的な取り扱いについては、公有財産利活用検討委員会等において協議しているところでございます。またこの計画については職員研修を開催してですね、職員への周知を図ってきたこともございます。なお、基本的なこの計画の方針を踏まえてですね、当初予算なり、補正予算等の予算査定等も行っておるところでございます。今後もですね、適正な施設管理等についてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） しっかりとですね、この数値を皆さん頭に入れていただいてですね、何もしなかったらどうなるかというところをしっかりと見つめながらですね、お仕事を進めていただきたいと思います。

私が敢えてここでこういうことを、財政課に行って聞いたら済む話なんですけども、この計画書自体あまり目にすることがないんです。ほとんど。私も町のホームページで見つけてですね、見させていただいて、やっと中身を理解、理解まではいかないけれども、数字はつかめたというところでありまして。もう少し町民の方も含めてですが、やたら不安をあおる必要はないんですけど、町の実態をですね、しっかり見つめていただいてですね、ご意見をいただければいい点もあるんじゃないかなと思います。勿論議員のほうもしっかりこういうものを把握して、物事を考えていくべきだと思います。

次に移ります。それでは（２）としまして、大幅な公共施設等の縮減は避けて通れないとありますけども、が何をどのようにされようとしておりますか、答弁を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） ２点目の「大幅な公共施設等の縮減は避けて通れないとあるが何をどうするのか」についてお答えいたします。

本計画に従って、必要な住民サービス水準の確保と機能集約を両立させると共に、予防保全を含む施設の長寿命化対策や有利な財源の活用などにより、適切な公共施設等の配置を進めていきたいと考えております。

○２番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） ２番 上羽場幸男議員。

○２番（上羽場幸男） もっともなお答えであります。ただそれではですね、現在のこの世羅町にどういうことを考えてやっておられるのかということで、もうちょっと具体的にお答えいただきたいんですが、いかがでしょう。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。もう少し具体的な取り組み状況ということでございますが、この計画につきましては、総合的な、一番大まかな部分での計画ということで策定しているものでございます。個別の施設の状態等につきましては、この総合管理計画をもとに個別施設計画を策定するなり、計画がなくても、その施設の状態に応じて今後の施設の在り方等、どうしていくのか、改修等どうするのかというところは、個々にその都度協議等行い対策を講じているところでございます。

○２番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） ２番 上羽場幸男銀。

○２番（上羽場幸男） 具体的な計画はおっしゃっていただけませんが、具体的な計画は立案実行することが今すぐにでもこの計画書をみるとですね、もう遅いくらいなのかなと思いますので、そこは是非ともやってもらわないといけないのです。その辺のことを個々の何をどうするかというのは、先程おっし

やったように、いろんなことがあるので難しいかもしれないけども、大きなものの考え方として、新しいものを造るときにはこうしたいとか。ほんとに必要なものは造るけど、必要でないものは造らないというようなお答えが私はいただきたいわけですが、どうでしょう。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。たとえばの事例になりますが、2年前位でしたか、西川に消防屯所を新しく整備いたしました。この消防屯所については近隣の3つの班の屯所を統合し、ひとつの建屋にして、今、消防団の屯所として使用しているわけでございます。その後の旧屯所におきましては解体なり、売却・譲渡等行ってきたところでございます。すべての施設においてこういったことがすぐに当てはまるかどうかというのは、これまた個々の施設の状況に応じて変わってくるころではございますが、まず施設の整備等考えるときには、この公共施設総合管理計画をまずは基本に施設の在り方等、どうしていくのかというところを検討しながら、その施設の在り方を探っていくということになろうかと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それではですね、計画書のなかにあります第6章の2、縮減の推進方針について書かれておるわけですが、総量縮減、ここに書かれていることの中身について確認をしたいんですけども、ここに書かれている方針を進めていくということに変わりはありませんか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。管理計画の推進方針という部分に総量の縮減の推進、長寿命化の推進、適正管理、その他3項目、全部で5項目記載しておりますが、この計画を進めていくにあたり、基本的な事項をここにまとめているものでございます。すべての施設においてこれを当てはめていくということにもならない状況にもなろうかと思えます。総枠として25年後までに30%の延床面積の削減というところを目指しておりますので、新規整備

で増えることもあれば、そういったところ加味して、ニーズがなくなってきた、また利用率が低くなってきた、また必要性がないと、低くなってきた、そういった施設等については他施設との統合、転用、処分、それから施設の複合化等、そういったところを工夫しながらですね、縮減の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） この公共施設等総合管理計画でございますけども、今、課長のご答弁にありましたように、いろいろ考えていくんじゃないけども、それぞれによっては違うことがあるので、同じにはできないよということ。ただそれには不用なものは処分していく。一緒にできるものはしていくというところは、もう間違いなくやっていただけることと思っておりますが、それでまちがいないでしょうか。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。計画を策定後ですね、これまで5年間この計画書の前段のほうにも記載しておりますが、策定後に実施した公共施設マネジメントとして建物の関係で言いますと、今34件ここに記載しております。その内、整備とか、複合化を除く、解体、売却、譲渡の案件が28件ございます。勿論必要なものは整備し、不用となったものは解体なり処分して、少しずつでも身軽になってきているということが見ていただけるのではないかと考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 一定の答弁いただきました。私思うにですね、町民の皆さん、これはいるんじゃない、いるんじゃない。これはどうしても造ってほしいんじゃないというようなことをあちこちから言われると思うんです。私らもそのひとりかもわかりませんが。ただこういった中身を皆さんによく理解をしていただいて、これは本当にそれでいいのかということですね、町民ご自身もですね、理解してもらわないといけないところあると思うんで、そういったとこ

ろをしっかり皆さんにお伝えしながらですね、町政執行していただかないといけんと、私は思います。そこをしっかりとやってもらうということが大原則であります。そのことをお伝えして私の質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは2番 上羽場議員からのご質問にお答えをさせていただきます。このたびの質問におきましても公共施設、また将来的な整備、それに伴う将来へのですね、負担をどのように考えていくかという大きな質問もいただいたところでございます。町民の皆様方にこれから世羅町が長く永続していくためにどのような負担が出てくるか、そしてそれがどのような規模なのか。それを周知しながらしっかり進めていく必要があるともご示唆をいただいたところでございます。

ご指摘いただきますように、利用しなくなった建物、そして不用な建物につきましては、流れとしましては譲渡、譲渡の相手先が見つからない場合は解体、除却、更地でのまた売却というようなところで、財産処分はできることから進めているところでございます。また一方社会インフラ、道路でありますとか、また公共施設の要望にも応えていかななくてはならないところもでございます。その必要性をしっかりみていくなかで、将来的な負担の、特にマネジメントということばもあるんですけれども、その長寿命化なり、行っていくときの作り方、いわゆるこれは民間活力を導入する方法を探る場合もでございます。そして、同じ整備をするにあたりましてはその財源をどこから求めるのかというところもでございます。大規模改修を行うにあたっては有利な起債事業を起こせる場合もでございます。将来的な負担の在り方をみるなかで、財政に関わっての試算をしながらその手法を見出していき、皆様方のご要望にお応えしていくことが必要でしょうし、ご理解も得ていくことが必要であろうかと受け止めておるところでございます。

また公共施設につきましては、指定管理施設として今、運営いただいているところもでございます。指定管理の期間もしっかりと見定めるなかで、状況によってはその施設を譲渡をし、町そのものが財産のスリム化を図るという事も踏まえながら、その処分の手法と、そして整備の手法、そして財源的に町の一般

財源がどのような負担を将来的に強いてくるのかというところをですね、総合的に勘案して推し進めるとともに、ご指摘いただくようにその状況についてはですね、周知をさせていただく、またわかりやすくこれは周知させていただくことが必要でございますので、これからの運営の中でですね、内部での、そして組織内での落とし込みは当然必要でございますけれども、共有して施策を展開していけるようにしっかりと今回のご指摘を受けとめ、後につなげてまいりたいと存じます

○議長（米重典子） ここで換気のための休憩を取りたいと思います。再開は3時40分といたします。

休 憩	1 5 時 3 0 分
再 開	1 5 時 4 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

以上で2番 上羽場幸男議員の一般質問を終了いたします。

次に、「デートDV」の防止教育を」 8番 松尾 陽子議員。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

物品の持ち込みについて、これを許可しています。

○8番（松尾陽子） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問させていただきます。

暴力は、どのような理由があろうと、誰に対してでも決して許されるものではありません。しかしながら、配偶者や交際相手からの暴力「DV」は、家庭内などの閉鎖的な環境でおこるため周囲が気づきにくく、被害が潜在化、深刻化しやすい特性があります。

多くの加害者は、罪の意識が薄いというのが現状です。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、家庭・家族が近親者や地域社会から疎外された状態におかれる社会的孤立や新型コロナウイルス感染症の影響による休校やリモート勤務などで家にいつ時間が増加をしまし

た。こうした生活環境の変化が「DV」の発生リスクを増大させていると言われています。

これまで「DV」は夫や妻、親、子どもから受ける家庭内のさまざまな暴力を指していました。近年暴力は家庭内だけでなく交際相手との間でも起きていることが知られ、「デートDV」ということばが使われるようになりました。日本ユニセフ協会ではまだ結婚していない恋人同士の間で関係が対等でなくなってしまう、どちらかがもう一方を支配しようとしたり、暴力をふるったりして、相手の心や身体を傷つけることを「デートDV」というと定義しています。

内閣府によれば、2020年度の「DV」相談件数は、過去最多の19万30件で、2019年度の1.6倍に急増し、10代・20代の交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」もこのコロナ禍での増加が懸念されています。

「DV」の中でも「デートDV」特にその防止教育について4点にわたってお伺いしてまいります。

2018年度の内閣府の調査において「デートDV」の被害を受けた経験があると答えた女性は21.4%、男性は11.5%で、これはカップルの5組に1組の割合で被害に遭っていることとなります。

2021年3月に広島県が策定した「ひろしまDV防止・被害者支援計画」、これによりますと、交際相手から1つでも被害を受けた経験のある生徒の割合は、12歳から15歳で52.1%、16歳で47.8%、17歳で43.0%、18歳では43.6%で、中学生・高校生の割合の多いことにたいへん驚きました。

「DV」の要因となるのは、性別による固定概念、力による支配、暴力の容認と言われています。「デートDV」というと軽くみられがちでありますけども、身体的暴力・精神的暴力・経済的暴力と内容は一般的な「DV」と何ら変わりありません。

特にここの精神的暴力、これがですね、携帯電話の履歴やラインを勝手に見る、私なんか主人のもやっけてしまいがちなんですけれども。友人関係を制限する、行動や服装をチェックするなど、学校内でもありがちな相手を束縛・支配する行為があります。

私も今回「デートDV」のことを調べていて、こういうことまで「デートD

V」に当たるのかとびっくりすることがたくさんありました。広島県の高校生への調査によりますと、これらの行為を精神的暴力と認識する割合が他の暴力に比べて低くなっています。本人に精神的暴力の認識がない場合、束縛を強い愛情と勘違いして許してしまい、次第にエスカレートしてその束縛から簡単に抜け出せなくなります。また、本人が悩んで友人に相談した場合にも、「デートDV」や精神的暴力の認識のない友人であるならば「嫉妬されるほど愛されているのよ。うらやましいわ。」というふうな的外れなアドバイスをしてしまいますし、相談した本人は本当に悩んでいるのに、その言葉に傷ついて二度と相談できずに孤立してしまいます。

「デートDV」とはどういう状況のことなのか、なぜ起こるのか、その本質を、交際が始まる前の早い段階から、幅広く多くの人を知っておく必要があると思います。そこで本町では「デートDV」防止教育はどのように取り組まれているのでしょうか。

札幌市では、教材用の「デートDV」動画の作成を高校生の放送部に呼びかけ、すでに3本の動画を授業に使っているそうです。また京都府の城陽市では高校生がつくる高校生のための「デートDV防止啓発CM」の取り組みがなされており、金沢市では、「中学生の君へ ～好きな人ができたら～」という中学生向けの啓発動画を制作し、自分自身の問題として受け止められる工夫をしながら「デートDV」防止の取り組みがされています。

広島県でも、県立高校に対して座学研修でなくロールプレイング学習を実施されているというふうに聞いております。

高校はもちろん、交際を始める中学生に対しても、学校教育の場で、「デートDV」防止教育に取り組む必要があると考えますが、本町での防止教育に対するお考えをお伺いいたします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） 「デートDV」の防止教育についてお答えをいたします。本町での「デートDV」の防止教育に対する考えをと、このご質問についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、若年層から「デートDV」防止教育等を行い、「デー

トDV」に対する教育・啓発の充実を図ることは、児童及び生徒一人一人の命を守るとともに、互いに尊重し合い、男女の望ましい人間関係を構築する上で重要であると、このように認識しております。

それでは、1点目の「本町での『デートDV』防止教育に対する考えを」と、このことについてお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、「デートDV」は、「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」「1若年層からの教育・啓発の充実」この現状の中で示されておりますように義務教育には位置付けられてはおりません。

しかしながら、義務教育段階におきましても、命の大切さを実感させるとともに、互いを尊重し、よいより人間関係を構築しようとする態度の育成に向けた、そのような取り組みを行っているところでございます。

取り組みの一例といたしましては、中学校においては、特別活動において、保健体育科や道徳科等と関連させながら、共に充実した学校生活を築くような主体的な意識や態度を育成するとともに、家庭や社会における男女相互の望ましい人間関係の在り方について学習する取り組みを行っております。また、児童及び生徒が、SNS等を通じた事件の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう情報モラル教育の充実にも取り組んでいるところでございます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 今、取り組みの一例としてということでお話しをいただきました。抽象的かなというふうに思います。もっと具体的にどんな教材を使ってとかいうことがわかりましたらご答弁いただければと思います。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 取り組みの一例のみならず具体というところではございますが、まずですね、広島県教育委員会が作成しております生徒指導の手引、それから生徒指導資料、こういった資料を活用しております。その中にはですね、生徒指導資料の数で言いますと、ナンバー31になるのでございますが、望ましい人間関係の在り方と規範意識のなかで、「デートDV」行動チェックリスト、そういったチェックリストがございます。またロールプレイン

グの題材が例示としてございます。そういったものを活用させていただきながら、「デートDV」に関する知識、それから指導等に活かしているところがございます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 今、具体的にお話をいただきましてよくわかったんですけども、ここのなかでSNS等を通じた事件の被害者にも、加害者にもならないようにというお話しがございました。広島県警がね、報告書をまとめたものがあるんですけども、この中でですね、会員制交流サイト、SNSでのやりとりを通じて18歳未満がね、性犯罪の被害者になったというのが63人にのぼったというふうにありました。これはわいせつ行為であるとか、児童買春でありますとか、児童ポルノとか、そういうことであつたようでありますけども、この中で12歳以下の割合が1割を超えるというふうな、低年齢化もたいへん深刻な問題となっているという報告があります。皆さんも記憶にあるかと思うんですが、一昨年になりますかね、5月に東京都の30代の男性がわいせつ目的で誘拐で逮捕されました。有罪が確定をしておりますけども、県東部の10代の少女を自宅に連れ去ってわいせつ行為などをしたとして県警に逮捕されております。判決によると、その少女はツイッターで男と知り合ったと。その男はSNSで家出願望がある少女を探して、年齢を問わず、何歳であろうと、家を出たい、家に居たくない、そういうつぶやいたメッセージを見つけてはですね、自分がわいせつ目的でメッセージを送り続けていたと、いろんなところに送りつけていたという、そういう事実がございました。ほんとにそういう意味で、小学校から携帯を持っている、防犯を考えて保護者の方が持たされていることもあるかと思うんですが、その反面でネット社会のなかで犯罪に巻き込まれる、そういう可能性が高いということも頭に入れておかなければいけないかというふうに考えます。

次の項目に移りたいと思うんですが、2点目の広島市では、夏期休暇の前に「デートDV」防止の冊子を配布されているというふうに聞いております。本町でもこの「デートDV」に関する防止用の冊子とか、そういうチラシとかいったものを作成するとか、配布するとかいった取り組みはされておられるの

か、そこをお伺いいたします。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 2点目の「デートDV」防止の冊子の作成・配布といった取り組みについてお答えさせていただきます。

本町におきましては、現段階で「デートDV」防止、「デートDV」に特化した冊子の作成・配布というのには行っておりません。

しかしながら、本町におきましては、文部科学省が作成しました「子どもや若者を性暴力の当事者にしないための『生命（いのち）の安全教育』の教材等」これらを学校に送付するなどして、児童及び生徒の大切な心と身体を守るべく、発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図るよう周知しているところでございます。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 今、文部科学省が作成した生命の安全教育という教材を学校に送付させていただいているというふうにご答弁がありました。実際にこの教材を各学校で活用をされているのか。その点についてお伺いいたします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 本資料につきましては昨年、令和3年5月21日付で各学校のほうに送付させていただいております。活用についてでございますが、一例にはなるかもしれませんが、小学校では各担任や、養護教諭がT2として教室に入り、体育科の保健の中で指導しております。たとえば具体にはなりますが、低学年、発達段階というところで、低学年ではたとえばプライベートゾーンへの指導であったり、中学年では身体測定や水泳指導の際における脱衣時における指導、高学年では宿泊活動前の指導、そういったところを機会に捉えてですね、発達段階に応じて自分の身体は自分だけのもので、一番大切なものであることというのは勿論ですが、またほかの人の身体も自分の身体と同じように大切なものであるということを指導しているところでございます。

○ 8 番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） たいへん取り組みをされているということがわかり少し安心したんですけれども、この県警による話、先程させていただきましたけれども、この県警によりますとですね、感染拡大に伴って臨時休校を学校がいたしました。そのなかで昨年 4 月の少年補導件数が 351 件ということで、前年の同期よりも約 2 割増しになったということがございました。これは SNS でデートの見返りに金銭を受け取るという書き込みをする少女が増えたりですね、それから休校で自由に行動できる時間が増えたということも環境の変化によって、そうした補導されるようなことが増えたというふうに考えられると思います。そういったなかで長い休暇の前というのは、そういった指導が必要なのではないかというふうに考えるんですけど、その点いかがでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 先程の質問について回答させていただきます。夏季休業とか、冬季休業のみならず、日々、このコロナ禍の中でですね、早く帰ったり、どうしても休校があつて家にいたりということもあるのですが、やはりこうした情報モラルの指導に関わりましては、情報による影響について考える活動や、ネットワーク上ですね、ルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、これを取り組んでまいっております。これらを進めるにあたりましては、各教科において情報モラルの視点について繰り返し指導を行っているところですが、たとえば一例を挙げますと、道徳科におきましてメールのやりとりを題材にした教材をもとに情報の発信の仕方や、やり取りする場合のルールやマナーを学習しているところです。それに加えてですね、今、議員ご承知のとおりですね、G I G A スクール構想ということで、クロームブック、ネットにつながっている状況でございますが、そういったものをいわゆる持ち帰る、家に帰ってということになりますと、教職員も目が届かないということがございますので、保護者啓発、これも非常に大事だと思っております。今後ですね、このクロームブック活用の手引きでありましたり、世羅町 G I G A だよりを作成いたしまして、保護者も巻き込んだ情報モラル教育を

進めてまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子）8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 県警のなかでもインターネットに関しては親も巻き込んだそういうルールを決めるとか、またフィルタリングをかけるとか、そういったことも含めて身を守ってほしいというふうに呼び掛けをされております。

では次の3点目、DV加害者プログラムの代表である山口のり子さんという方がいらっしゃるんですけども、その方がDV防止教育、そのDV加害者プログラムというのは更生プログラムなんですね。この組織は、DVの防止教育のプログラムもされている、そういう代表の方であります。その山口のりさんがおっしゃるのには、DV防止教育がなぜ必要なのか。それは加害者プログラムに来ている人の多くが、若い頃からDVをしているからです。「今受けているような加害者プログラムを高校生の頃に受けたかった。」これは成人した方がおっしゃってるんですね。「勉強したかった。あのときに知っていればこのようにならなかったのに」というふうに言われると。早ければ早いほどいいです。本当はお付き合いをする前の中学生に実施する必要があると思います。というふうに言われておりました。

「デートDV」は交際をしている人達の中で起きる特別な問題ではありませんし、高校生になってからでは遅いんだということをほんとに強くおっしゃっておられます。

「デートDV」防止の講演会を実施するというお考えはありませんか、お伺いをいたします。

○学校教育課長（平尾浩一）議長。

○議長（米重典子）学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 『『デートDV』防止の講演会の実施に対する考え』でございますが、現段階では、実施の予定はございません。今後ですね、児童生徒の実態等を踏まえた上で、この「デートDV」予防をテーマにした講演会の実施をしっかりと考慮するなどして、若年層及び保護者へのよりよい啓発活動の方法について検討してまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 今、実施の考えは、予定はないというふうにはっきりおっしゃいましたけれども、先程も申しあげました県の計画のなかに、24ページにですね、取り組みの方向として書かれている部分があります。それは教育委員会と連携し中学校、高等学校への講師派遣情報を周知することによりデートDV予防講座の実施校の拡大を図ってまいりますというのがございます。

わが世羅町に県立高校が1校ございますけれども、世羅高校も過去に1度「デートDV」の講座を開いた経緯があるというふうにお伺いしております。先程申しあげた加害者更生プログラムの代表である山口のり子さん。これは全国的な組織でありますけれども、世羅町にもこの組織の中で活動されている方がいらっしゃいます。先日その方から直接お話しを伺う機会がありました。最初になぜこういう活動に、されるきっかけになったんですかというお話しを聞かせていただいたんですけれども、それは6年前に世羅町で男女共同参画はんぶんこプランというのがありますけれども、その企画課が企画をされたんだと思うんですが、研修会、「デートDV」の講習の研修があったそうなんです。その方は以前に学校関係で教師をされていた方でしたので、子ども達がこういう状況になっているということに驚かれたり、これも「デートDV」がこれも「デートDV」になるのかということも驚いたりということがあって、実際に指導者としての講座を自ら勉強されて取り組まれたという方でありました。活動のきっかけになったのが「デートDV」の研修会だったというふうにありましたので、是非とも町内のね、せめて小学校とまでは言いませんけれども、中学3校で中学3年間のうちで1回でもその講座を受けていただきたいというふうに私も思いました。この方が進められているプログラムの中にはジェンダー平等というジェンダーの問題にも関わって話をされておりますし、具体的にさっきもありませんゲームも交えながら、またロールプレイングも交えながら、皆が座学ではなく、自分で自分のものとして考えながらできるというような内容の講座になっているようであります。私も実際まだ聞いておりませんので、わかりませんが、お話しを伺っていて是非とも取り入れていただきたいなというふうに思いましたので、ご紹介させていただきました。

その次に移りたいと思います。この「デートDV」の中には、無理やり性的

行為をする、避妊に協力しないなどの性的暴力も含まれます。妊娠・出産の相談を受ける窓口を開設している「にんしん SOS 広島」というのがありますけれども、そこで相談される相談件数の報告書によりますと、10代からの相談が2020年の1年間で374件、もちろんすべての相談が妊娠を心配するものではないとしても、1日1件以上の相談があるという計算になります。

「DV」被害を受けても、どこにも、誰にも相談しなかった人が58%もいることが内閣府の調査でありますけれどもわかっております。「ひろしまDV防止・被害者支援計画」の調査でこのことも明らかになっておりました。

相談するところも知らずに悩んでいる子どもがいるっていうのはたいへん問題であります。

学校の中で女子生徒が個人的な悩みを話しやすいのは、担任の先生よりも養護教諭というふうに言われています。保健室で生徒の恋愛話を聞く中で、「デートDV」の兆候を感じ取るケースも少なくないというふうに聞いております。

養護教諭が生徒から相談を受けた際に、的確なアドバイスをするためには、やはり「デートDV」の正しい知識を学んだり、その第一線で女性の悩みを聞いているNPOと連携をしながら、今の実態を学ぶという研修も重要だというふうに思います。本町のお考えをお伺いいたします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 4点目の「デートDV」の実態を学ぶ研修の実施に対する考え方でございます。

議員ご指摘のとおりですね、この「デートDV」予防に向けては、児童生徒が発するサイン、やはりそういったささいなサインを見逃さない体制づくりを推進していくこと、それと併せて養護教諭を中心に児童生徒が安心して相談できる組織体制を確立していくこと、これがなにより重要であると捉えております。

しかしながら、現段階におきましては、議員ご指摘のありましたように「デートDV」に対する教職員の認知度がまだ低いということも否めない現状がございます。

今後は、全教職員に対し文部科学省や県のホームページに掲載されております資料を活用して周知を図ったり、教育委員会主催の研修において取り上げたりするなどして、教職員の専門性を高めるための研修の在り方の1つとして重要視してまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 本当にたいへんな重い問題でありますので、なかなか表面化しにくい問題でもあります。ヤングケアラーと同じように難しい問題がたくさんあるとは思いますが、なんとかこの講座をね、中学校でも開いていただいて、中学3年間のうちに1回でも参加ができるような形でご検討いただき、また子ども達が健全な発育できるように支えていただければありがたいと思います。そのことを念願をして私の1項目目の質問を終えたいと思います。

○教育長（松浦ゆう子） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（松浦ゆう子） ただいま議員のご質問多々ございました。そういう案件のなかでデートDVの低年齢化でありますとか、またネット社会の中での子ども達の生き方の問題でありますとか、更にはコロナ禍における児童生徒の行動でありますとか、その根底には心の問題もあろうかというふうに思います。またこれは学校教育のみならず家庭教育をもくめるめた教育の重要性であると、こういうところも感じたところであります。

印象に残りましたことばは、議員がおっしゃいました「デートDV」の本質について正しい認識をまずそこからのスタートと、このようなご指摘があったかというふうに思います。ご質問の趣旨をしっかりと受け止めまして、しっかり学校等と連携をとりながら今後へと対応してまいりたいと、このように思っております。

○議長（米重典子） 次に 「アピアランスケアの充実を」 8番 松尾陽子議員

○8番（松尾陽子） はい、8番。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 次に2項目目、アピアランスケアの充実をとということでお話しをさせていただきたいと思います。

アピアランスケアについては国立がん研究センター中央病院では「医学的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」と定義をしております。

抗がん剤をはじめとする薬物療法の副作用による外見の変化、脱毛、爪、皮膚の変化など、外科治療による創（きず）の変化などがもたらす患者さんのストレスを軽減するためのケアです。

このアピアランスケアについては、令和3年9月の総務文教常任委員会の所管事務調査の中で質問もさせていただきました。その時に公明党女性局でこの助成について取り組んでいるというお話もさせて頂いたところでもあります。県会においても公明党の日下議員が中心となって、取り組みをして下さって、このうれしいことに、この4月から助成がスタートしております。

内容としては、全頭用のウィッグ購入費用の合計額の5割を助成する、上限5万円というものであります。

そこで、本町として購入費用の上乗せ助成をするというお考えはありませんでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾議員の質問、「アピアランスケアの充実を」についての質問のなか、「購入費用の上乗せ助成をする考え」についてお答えをさせていただきます。

がん患者の方については、治療による外見の変化で人との関わりを避けなくなったり、外出をしたくなくなったりと、身体的な苦痛に加え、心理的にも多くの悩み、問題を抱えておられます。このことについて現在、医療現場におけるサポートの重要性が認識されておりまして、議員申されますように、アピアランスケアの取り組みも進められているところでございます。

こうした中、議員がお示しいただきましたように、令和4年の4月より、広島県におきまして「広島県がん患者ウィッグ購入費助成事業」が創設されまし

た。がん患者さんの就労や社会参加を応援し、より良い療養生活になるよう助成する制度であることから、町といたしましてもホームページなどを通じて広く周知をしているところでございます。

町によります上乘せ助成につきましては、広島県が実施する助成制度の活用状況、また県内市町の動向等々、さまざまに情報収集を行いながら、今後、研究してまいりたいと考えているところでございます。

○8番（松尾陽子）（挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 今、ホームページを通じてお知らせをしているということでございましたけれども、私も先日拝見をさせていただきました。ホームページと言いますとですね、この資料がみることができました。そういった意味で女性にとって髪がなくなるというのはショックが大きいものでありますので、こういった助成がしていただけるのはありがたいことでもあります。周りの状況を見ながらということでございますので、ほんとにちょっと残念なところもございますけれども、前向きにまた検討していただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。2点目ですけれども、広島県で実施されるアピアランスケアはウィッグのみで、補正下着については助成がなされておられません。山口県とか、鳥取県とか、島根県は補正下着についても助成がされているんですけれども、広島県はまだその点は遅れておりまして、日下議員もまだまだこれも要求を続けていくというふうにおっしゃっておいりました。女性のがんの第1位の原因というのは、乳がんなんですね、やっぱり。今、早期発見ができるんですね、乳がんでなくなるという確率はすごく低くなっておりますけれども、乳房を切除するという、そういう外科的手術をしないといけないという方も結構いらっしゃるというのが現状だと思います。このがん患者にとって、女性にとって乳房を失うということはたいへん大きな出来事でありまして、がん患者にとっては治療費だけでもたいへん大きな負担となっております。補正下着についても助成をしていただければと切に思うわけでありましてけれども、そのお考えはありませんか。何とか考えていただきたいと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 2点目の「補正下着について助成をする考えは」についてお答えいたします。

町では、「えがおの集い」という会合を、がん治療中の患者さんや治療を終えられた方、そのご家族等を対象に、患者さんの生活で不便なことや悩みなどの意見交換の場として、また、その思いを共有し不安の軽減などにつなげられるよう、平成26年から不定期で実施をしております。

その中で、県のウィッグ購入費助成制度やアピアランスケアについて周知をするとともに、補正下着の購入費助成に対するニーズの把握や、その他必要な支援などの情報収集に努めてまいります。また、広島県や他市町の動向を把握し、支援の在り方を検討してまいります。

○8番（松尾陽子） （挙手）

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 他の市町の動向を把握しというふうにあります。私も若干他の市町についてどういう状況なのかというのをお話しを伺いましたけれども、東広島市なんかでも、上乗せ助成、また補正下着についての助成も考えていくというふうなお話しも伺っておりますし、熊野町でしたかね、熊野町も上乗せ助成をするというお話しを聞いております。補正下着についても検討する市町がかなりこの4月の県の助成を受けて考えられているところがたくさんあるというふうに聞いております。まだ実際に実現したかどうかというのは確認は取れておりませんが、助成をする方向で検討をしているというお話しを伺っております。

是非ともこの世羅町でも補正下着についても助成をしていただけたら、がん患者の皆様が安心というか、心の安定にもつながっていくのではないかなというふうに思いますので、是非とも前向きに英断をしていただいて、ご検討いただけたらと思います。強く、強くこれを要望して私の質問を終わりたいと思います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） その強い要望を受け止めたいと思います。このアピアラ

ンスケアということばもですね、今回ご質問いただいて、町民の方にもいろいろと周知ができる部分もごございます。併せまして先程議員から補正下着等の話しも出まして、この考え方についてはですね、実際がん患者であることでの精神的苦痛と、そういった部分での心のケアでお話しをいただき、その形成部分、いわゆる世羅中央病院でも形成外科ありますけれども、乳がん患者等の受診が多いともお聞きしています。またそれ以外にもですね、さまざまな身体的苦痛を持たれてる方の状況も鑑みる必要があるとは思っています。ではがんになった方のみをそういった形でするのが良いのか、そういう今度は申請の在り方等々にもいろいろと苦痛を与える場合がごございますので、そういったところもよく研究もさせていただきながら、前向きに考えていきたいと思っております。

健康保険課長から答弁しましたように、平成26年の「笑顔のつどい」、これ私も最初、立ち上がりのときに、と言いますか、勉強会へ参加させていただきました。そのときにもですね、やはりがん患者が持たれる苦痛の部分と、周りのケア、いわゆる周りの方がどういうふうな対応していくかという、そういったところまで含めたですね、広い視野での勉強会になろうかと思っています。こういった事業はですね、やはり継続的に必要だと思っております。がんになられた本人のみならずですね、家族等々のケアになろうかと思っています。治療してですね、がんでなくなるという部分でなくて、がんであっても生きていこうという、がんを克服しようという、そういったところへもですね、しっかりケアができるように頑張っていきたいなと思っております。

○議長（米重典子） 以上で、 8番 松尾 陽子議員 の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで「延会」したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで「延会」することに決定いたしました。

本日は、これで「延会」します。

次回の本会議は、6月2日 午前9時から「開会」いたしますので、ご

参集願います。

(起立・礼)

延 会 1 6 時 2 5 分